

第十回 国会 衆議院 法務委員会 公聴会 議録 第一号

(七四二)

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)

午後十一時一分開議

出席委員

委員長

安部 俊吾君

理事 押谷 富三君

理事 田嶋 好文君

理事 猪俣 浩三君

理事 佐藤 昌三君

古島 義英君

松本 弘君

武藤 嘉一君

大西 正男君

田万 廣文君

梨木 作次郎君

世耕 弘一君

出席公述人

東京地方裁

判所判事

早稲田大学教

授 伊藤 正巳君

東京大学法

学部助教授

伊藤 正巳君

弁護士

伊藤 正巳君

弁護士

伊藤 正巳君

最高裁判所

事務次長

石田 和外君

法務府検務

局長

宮下 明義君

日本弁護士会

連合会事務総

長

江川 六兵衛君

全日本産業

労働組合会

議議長

吉田 資治君

公立学校教

員

三好 幸助君

委員外の出

席者

熊田 正夫君

専門員

村 敦三君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
裁判所侮辱制裁法案について

○安部委員長 これより裁判所侮辱制裁法案について公聴会を開いたしま

す。開会にあたりまして、本日御出席の公述人各位にございまして、申し上げま

す。本案は去る五月七日に本委員会に附託となつたのであります。本案は裁

判所の威信を保持し、司法の円滑な運用をはかる目的を持って提出されたのであります。わが国の裁判制度より見てきわめて重要なものであります

ので、本委員会といたしましては、広く各層の学識経験者各位の御意見を聞き、本案審査を一層徹底あらため、かつ本委員会の今後の審査に多大の参考となるものと期待いたしておるのであります。各位の御出席を願つた次第であります。各位におかれましては、その立場々々より腹藏なき御意見の開陳をお願いいたします。本日は御多忙のところ貴重な時間をおさきに

なり、御出席をいただきまして、委員長といたしまして、厚く御礼を申し上げます。なお議事の順序を申し上げますと、公述人の発言時間は大体一人二十分程度といたしたのであります。その後において委員より質疑もあることと存じますが、これに対しても忌憚なくお答えをお願いいたしますのであります。なお念のために申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、発言の際は委員長の許可を得ること

となつております。また発言の内容は意見を聞こうとする案件の範圍を越えてはならぬことになっており、また委員は公述人に質疑をすることができ

ますが、公述人は委員に対して質疑することができませんから、さう御了承をお願いいたします。発言の勢頭には職業と氏名を御紹介願ひます。

それではこれより公述人各位の御意見の開陳を願ひことにいたします。まず末弘殿太郎君より御意見の開陳を願ひます。

○末弘公述人 本日公述人としてお呼び出しを受けましたが、あいにくまだ病後完全に回復しておりませんので、ごく簡単に申し上げます。こまかい事柄についてはあと戒能通孝さんであるとか、あるいは伊藤正巳さんとか、それぞれ専門家があられますから、おそれらくお話になると思ひますので、ごくざつとしたことだけを申し上げておきます。

結論から申しますと、私はこの法案は無用であるし、またむしろ弊害が起りはしないだらうか。つまり裁判所の威信をつくることには役に立たないで、かえつてこれをめぐつて裁判所の威信を害するやうなことが起るのではないか。またこういふものをこの際つくろふというのは、終戦後わが国の立法の中にならぬアメリカの模倣が入つて来て、これには非常にいいものもあるが、アメリカの制度の模倣をするにについては、アメリカでその制度が実際にどういう政治的、社会的諸条件のもとに行われておるかということ

十分研究して初めて模倣できるのであります。とかく新憲法下においてアメリカのただ形だけ模倣したやうな法律がいかに實際上迷惑を与えておるかという事例をたくさん知つておるか、その一つになりはしないだらうかということを感じておるということを申し上げるのであります。

理由をわけて申しますと、まず第一に、アメリカ風な民主政治というものがおきましては、司法権の權威ということが非常に重要なことで、つまり日本の場合に移して言へば、かつての旧憲法下のように、天皇の權威というものが政治のすべてをまとめて行くことができませんから、結局法というものは死物にすぎないから、これを動かす裁判官を通して法の權威というものが全体をまとめようというのが、アメリカの民主政治の基本でありますから、この司法の權威、威信を増すという

ことについては、いろいろなくふうがされておるわけでありまして、その意味において、日本の新憲法のもとにおいても、どうしたら司法の權威、司法の威信を今よりもつと増すことができるかということとをわく／＼お互いが研究し、心配しなければならぬことは言うまでもないことなものであります。それには私は今度の法律のように、むやみに制裁を加えるというところを通じて威信を増そうと考えるのは間違ひで、やはり民衆の尊敬、民衆の納得、その民衆の納得の上に權威がおのずからできるということではなければならぬ

のであります。それにはおのずから別に道があるのだと思ひます。みづから尊敬に値するやうなことをしないで、おいて、それとして侮辱されたと思つたからといって、それに対して制裁を加えて行くのは、みづからだん／＼威信を失うばかりであると思ふのであります。後には伊藤さん、戒能さんあたりからお話があると思ひますが、このいわゆる法廷侮辱罪という制度は、英米特有な制度であります。実はイギリスの場合などについて、あれはともかくあの国獨特の制度がうまく動いてゐる事情を見ますと、結局裁判官というものが、あの国ではいわば弁護士、つまり法曹の中の長老が裁判官をしておるのであります。私かつてイギリスにおりましたときに、侮辱だといつて罰せられるまでには至りませんでした。が、裁判官に弁護士がしかられておるのを法廷で見たことがあります。そのときに非常に感心しましたのは、裁判官がにこ／＼笑ひながら、ユーモアたっぷりの皮肉を言ひながらしかつておるのであります。あれだけの余裕のある裁判官ならば、法廷侮辱だといつて罰せられても、どうもきようはおやじにやられてしまつたといつて、あとで納得して弁護士も引下ると思ふのであります。それはつまりわれ／＼の弁護士の仲間の長老が裁判官をしておるのだからというところで、ちやうどスポーツの審判官などはそのスポーツの先輩がやつておること、あのスポーツの審判官の權威が保たれておるのとよく似ておるのであります。それに比べると、

日本の裁判官と申しますのは、何と申しましても、これは官僚の一つであります。弁護士との間に、今言つたような関係はまつたくないといつていいのであります。こういう裁判官の権威というものは、昔は天皇の名において裁判をして、権威を持つていた。この天皇の名においてということがなくなつた以上、これは裁判官みずからが権威をつくることをやらなければいけません。そうでない今の状況のもとで、みずから権威を失墜するようなことをされたと思つたら、それを、よしんば軽い刑罰にして、罰してやつて行こうという方ではないかと思ふのであります。それで、それに連関して考えますことは、たとえばアメリカの地方の都市の裁判官の中などには、裁判官を選挙してやる制度がございます。これなどは日本人から考えると、とんでもないことをやつてゐるに思ふのですが、よく聞いてみれば、やはり民衆の尊敬というのを選挙という形で保障しようというのであります。つまり、ちやうど国会議員の皆さんが、選挙したのだということがやはり権威の基礎であるように、裁判官を選挙するといふ制度さえ行われるほどで、裁判官の権威をつくるにいてもつと別途なことを考えなければいけないのだらうといふことが第一の理由であります。

それから第二には、現在アメリカあたりの様子を見ておられますが、また今回この法案が出されるに於いて当局から出されておる資料などを拜見してみましても、現在日本でこの制度をつくらなければいかぬ、と言つておる基礎になつてゐる事件は、実は共産党、あるいは朝鮮人に関する事件がほとんど大部分なのであります。アメリカでは、裁判所ではあまり問題になつておりませんが、最近数年の非米委員会、国会がやはり侮辱罪の権限を持つておるのです。これはむしろ裁判所ではありませぬから、みずから罰することはできませんが、国会の公述において国会、委員会を侮辱すると罰するのであります。これはやはり抵抗が非常に多くて、むしろそのために騒ぎが大きくなつておられます。それで大体アメリカの大学の先生なども、共産党のような、刑事学の言葉で言へば、いわば確信犯人に対して今の法廷侮辱罪というふうなことで臨んでみても、實際効果はあがぬのみならず、場合によつて、あれで事が大きくなればむしろ共産党の宣伝になるようなことだといふことを言つておる人がおられます。あの非米委員会の関係で、共産党の連中を呼び出しては、今のコンテンプトの問題で問題を起しておることに對して、むしろ国会の威信を害するゆゑんだといふようなことを言つてゐるのを聞いたことがありますが、この問題はやはりわが国の今回の法案についても考えなければいかぬので、私は、裁判所とは違いますが、中労委及び東京都労委、それからまた船員中央労働委員会、この三つの委員長を約四年間やつておりましたが、これなどの経験でも、最初はいへんなものでありましたが、初めは東京都労委の事件のときなどは、赤旗を持つて来る、歌を歌う、それから昭和二十一年の大きな船員ストライキをやつたあのときなどでも、たいへんな騒ぎ、そうしてそういう状況

況というものが、地方の労働委員会の中には、つい最近まで続いていたところがある。しかし中労委、都労委、船員中労委、私どもみずから苦心をいたしまして、やがてあとには旗を持つて来ないのはむしろのこと、歌を歌うことはしない、いわんや中へ入つて、当事者としてしやべる資格がある以外の人間には発言一つ許さないとすることをおつて、守られておるのであります。日本の今までの共産党の事件だつて、裁判官が処置よろしきを得ておつて問題になつておると、それから比較的問題になつておると、それからこのことを考えてごらんになりますと、今の共産党の問題が問題であるとするならば、こういう法律をもつて臨もうといふことは非常な間違ひで、むしろ悪い傾向があとに残るくらいじやないか、こう考えるのであります。

それから第三番目に申し上げたいことは、これはいふやうなことであります。私は裁判官を一般に侮辱してはいけぬ、司法の権威をなげうた増すように、国民みんなが努力しなければならぬといふことを信じておりますが、同時にこれは先ほどからも申し上げましたように、裁判官みずからが尊敬に値するだけの行動をするといふことが最も大事であります。現在の日本の場合、私は必ずしもそう言えないのじやないか。それは私は、小さい問題は申し上げませんが、はつきり印刷されて出しておるもので、だれでも読むもの、そうして新聞紙も、すでに朝日新聞も毎日新聞も問題にした事件があります。そういう事件を裁判所みずからは、その後懲戒手続をするでもなし、まつたくはおかむりしておる事実があります。それは何かといひますと、御承知の、昨年の秋の親殺しの事件の判決における一人の裁判官が、判決の中に書いてある意見であります。一体少数意見を書く人が自分の意見を述べ、そして他の多数意見に對する批判をするとか、あるいは他の少数意見に對する批判的な意見を言うことは、これは自由であります。しかしながら裁判官は互いに相手を罵詈譏するとは、権限にもないし、そういうことはあり得べからざることであると思ふ。皆さんの中にはおそらくすでに読んでおられる方がおられると思いますが、試みにちよつと文句を引いて相手の言うことは、民主主義の名のもとに、その実、えてかつてなわがままを基礎として、国辱的な曲學阿世の論を展開するもので、読むにたえない、といつたやうなことを、一体裁判官が自分の同僚に對して公の文書——これは世間の隨筆を書いておると思はれては困るので、公の文書の中でこういうことを言つて、同僚をのしるのではありません。これは、りくつて相手の言うことはいけぬといふことは、幾ら言つてもいいわけではあります。こういうことを言つては、他の裁判官に對する非常な侮辱であるのみならず、ひいては裁判所全体を侮辱するゆゑんだと思ふ。それからもう一人の裁判官の言ひの中に、論者より休み休み御教示に預かりたい。この休み休みといふのは何だといへば、ばかも休み休み言えといふ文句に違ひありません。ただばかと言わなければ、この話で、休み休み御教示に預かりたい、こういうふうな、われわれ民間のいろ／＼自由な議論をした

り、物を書いておるときでさえ、こんな言葉はなか／＼使ひませぬ。こういうことを裁判官みずからが、公の文書の中に書いてゐる。これは裁判所みずからが懲戒に付するなり、あるいは場合によつたら弾劾制度の対象になるべき非常な非行だと私は思ふのであります。こういうことが、最高裁判所において行われておるといふ事実は、日本の司法制度全体に對して、国民として非常な不信を抱かざるを得ない。人の侮辱することを心配する前に、自分が自分でお互いに侮辱しないようにされたならばいいと思ひます。そういうことをほうつておいて、こういうことを言うのは非常な間違ひであるといふことをぜひとも申し上げたいと思ひます。

それから第四番目に、これで終りですが、昨年ですか一昨年ですかの裁判所法の七十三条の改正について私はかなり批判的でありましたが、ともかくあれができた以上は、あれを適当に使へばはなだしい秩序違反に對して刑罰を加へることはできるのであります。これ以上一休今度のような、なるほど罰の程度は低けれども、非常に適用範囲が廣然としておるあつたものを設ける必要が一体どこにあるか、そういう必要はないのじやないか。

それからもう一つ法廷侮辱罪というのは英米のまねでありましたから、英米と同じように侮辱されたときみずから信する裁判官が、みずからすぐ罰するといふのが特徴なんでありま。しかし日本の一般の司法制度の中にはないといふ制度を一体取込んで来ることに、人権擁護の点から言つてはたして

に書いてありますようなことですが、もし御希望があれば後に資料を差上げ

でもよろしうございます。

○猪俣委員 それではひとつぜひ参考書類を法務委員会へお貸し願いたいと存じます。

○安部委員長 ほかに御質問ありませんか。

○梨木委員 今出ております裁判所侮辱制裁法によりますと、即座に逮捕することができるところになつておる。ところがこれは逮捕状なくして逮捕する建前になるわけでありまして、この点が憲法の三十三条の「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」この憲法の規定から申しますと、裁判所侮辱制裁法の制裁は刑罰じやない、だからこれは犯罪ではないということになれば、これは現行犯ということに言えないと思ふ。そうすると、これを逮捕することは憲法の規定からいつても違反するやうにわれ／＼は考へるのでありますが、この点をどういふか、いかに考へになりますか御意見を承りたい。

○末弘公述人 憲法の条文に反するとか反しないとかいふ議論よりも、その点で一番大事なのは、やはり英米の侮辱罪の制度そのまゝをまねておるわけで、みづから法律違反なりと認定してみづからただちに罰する制度というところが、むしろ問題であります。制裁する一つの方法として、ただちにつかまえるという方法がある、つまり一種の法廷警察権とかいふような考へ方、従つて何か似ているものをお考へくだされば、旧憲法時代の警察犯処罰令及び違警罪即決例、それに似たことをやろうとしてゐるものだと思うとわかつて

思ふのです。それでお説のように、新憲法的にいうと、あまり——私先ほど申しましたように人権保護という点からいふと思はれない法律であるということだけ申し上げましたが、その第何条にどうだこうだというふうには十分研究しておりません。

○田嶋(好)委員 一点だけお尋ねしたいのであります。先ほど先生のお説にもございましたように、法治国家におきましては、裁判所に最高の權威を持たせることが、国家秩序維持の最高の原則ではないかと思ふ。そこで問題になりますのは、戦争前におきましては、天皇の名におきまして裁判所に權威を持たせまして、あれだけの最高の秩序を維持することに曲なりにも成功をいたして来たと思ふのでありますが、終戦後には新しい民主主義の輸入によりまして、その法廷の最高權威が失墜されておること、これはだれしも否定してないことだと思ひます。そこでどうして裁判所の最高權威を保たすか、この方法について先生の御意見を承りたいと思ひます。

○末弘公述人 新憲法の規定、裁判所法、その他裁判官の給料を特別によくするとか、いろいろなくふがすでにされておりますことは御承知の通りです。これは英米では非常に特殊なものでございませう。すでに御承知かも知れませんが、これは半分じやうだんですが、イギリスの裁判官がパリに遊びに行つて、フランスの裁判官が電車で裁判所に通うのはふしじやうと言つたという有名な話がある。電車で民衆と一緒にまわって行くようでは權威が保てないといふくらいイギリスあたりでは裁判官を特別扱いしておる。日本でも曲

りなりにもかなり特別扱いをして、最高裁判所の建物に行つてごらんになるとわかりますように、驚くようなところでもない建物の中に鎮座しておられます。そうして官舎をやる、自動車を貢う、あのくらい優待したら權威は増しているだらうと思ふのです。これ以上權威を増すには、さらに何かして上げるよりも、裁判官が御努力なさることだと私は思ふ。もう必要なことは十分されておる。

○田嶋(好)委員 議論いたすわけじやないのでございませうが、そこで裁判官の權威については、あらゆるくふうをわれ／＼国民としても払つてゐるし、裁判所自体も払つてゐるわけですが、遺憾ながら民主主義の新しい段階においては、そうした形式的な問題をもつては片づかない、どうしてもそこが悩みが生れておると思ふのであります。この悩みを形式的な問題、ない素養の修養という問題でなしに片づけるいい方法はないものでしょうか。

○末弘公述人 私は裁判官みづからの努力といふことを申しましたが、制度的に言うならば、今の制度でも、あるいは懲戒法であるとかあるいは彈劾法とか、ああいつたようなものを、もつと実質的に運用することは、かなり意味があると思はれる場合が、私はあります。もう一つ非常に大事なことは、日本で司法官の權威を維持するために、割合に守られたいおそれがありますのは、裁判官は裁判に關する以外にあまり意見を發表されない方がいい、これは英米の裁判官の道徳になつてゐると思ひます。つまり裁判官は言ひ訳を言わなという有名なことわざがありま

して、自分の裁判については、もうあとで何を言われようが、裁判そのものに書いてある以外にへりくつを言わな。それから裁判以外において、何か自分の政治的信念だとか學説とかいふようなものをやたらに述べまわることが、日本ではあたりまえのようになつておるやうだが、裁判官はやはりそういうことをされたいというのが建前のやうであります。むしろ英米の場合でも、裁判官で著書のある方がありますが、その多くは裁判官になる前の著書でありまして、裁判官になつてからは、裁判以外のところで意見を述べるといふことは非常にされておらないのです。これなどは、司法官に対して国民がもつと信頼を持つために大事な事柄なんでありませう。つまり裁判官のもう少し守るべき道について、それこそ最高裁判所の規則でつくるなり何なりして、裁判官自体くふうをなさつたらいいのじやないか、こう考へております。

○石井委員 ただいま末弘さんから、英米では弁護士の長老が裁判官をやるので、侮辱の問題が起きてもそれほど角立たない、また侮辱罪なんかを適用することはほとんどない、こう申されたのであります。私も共産党の事件にいろいろ／＼と關連して考へさせられることは、昔でもやはり共産党事件のときには相當法廷が荒れたのであります。そこで裁判所においては、たとえば佐野學や徳田球一の三・一五の裁判のときには、当時名古屋の控訴院の部長をして、おつた宮城實さんを東京の地方の部長に——ある意味においては格下げといふやうなかつこうでしやうが、事件重大といふので、非常に老練

であり、かつまた研究を積んでおる宮城さんを抜擢いたしましたして、裁判に當らせた。そういう關係でありますので、非常に共産党の大物をそろえた事件において、また自由法曹団の、なかなか法廷闘争に熟練された布施さんの一党がそろつても、さばいて行つた。

こういうふうになつてゐるのであります。現在の東京の裁判所等において見ますと、大体まわり持ちで、そういう事件について熟練であるといふことを考慮しないで當らせる。こういう形になるので、裁判官も自信がない、そういう問題についての確信がない。この方においても軽く見る。こういうことから法廷における秩序が乱されるといふやうに思はれるのです。むしろ法廷における裁判所の侮辱制裁というふうなことを考へるよりか、そういう裁判については大物を抜擢する、そしてそれに當らせて、その人の経験とその人の力量によつて、円滑に裁判を進める、こういうふうなことを考へる必要があるのではなからうかと思はれるわけですが、英米などではそういう特殊の事件については、そういう扱いをしておるかどうか。また日本でもそういうふうにしたらどうかということについて御意見を承りたい。

○末弘公述人 ただいまのお尋ねについて、英米でどうしておるかはその事は存じません。それから、實際上そうしたらばうまく行くかも知れませんが、そのかわりに、また昔の思想検査、思想罪なんといふ専門家ができて、また弊害が起るおそれがあるのじやないかと思つております。それよりか、やはり裁判官全体として、当事者に対

じて一方は十分なる親切気を持ちながら、しかも、ほんとうに毅然としてやつて行くという、根本の心がけの問題じやないかと私は思っております。

○安部委員長 石井君に申し上げますが、ほかにたくさんありますから、ひとつ簡潔にお願いします。

○石井委員 これは裁判所側の意見にもなると思いますが、実際に言うところ、裁判所においては地方の部長といううな、ほんとうに裁判の線に当るところに最も熟練した経験を積んだ人をして、おとくというふうにして、高等裁判所とかさういふところへ年功みだいにだん／＼上げて行くというよりは、地方の部長級の裁判の実に当る人に大物をすえておく、経験を積んだ人をして、おとくというふうなことを考えることが、実際は裁判を重からしめ、また国民に非常に信用せしめるゆえんじやなかろうかと思ひますが、裁判所側でなく、裁判所側以外の学者の立場において、あるいはいさ／＼な経験を積まれた立場におきまして、御意見を承りたいと思ひます。

○東弘公述人 簡単に答へたいと思いますが、ただいまの点は私も賛成で、今まで労働の關係について書いたことも言つたこともありましたが、日本の裁判官が、やはりいわゆる普通の役人の出世主義と同じように、古い老練の人は上の裁判所で、下の裁判所に割合に若い人とか、あるいはあまり出世しないような人があるような気があります。ことに労働問題の仮処分などを地方裁判所の支部などで扱っている場合も、かなり無理があるように見受けられました。むしろ最近では支部もよくなつて参つたところもありますが、終

戦後一時は、支部が労働問題の仮処分を扱つて、とんでもない決定をやつて、事を非常にむづかしくした例なんがあります。やはり裁判官として一番大事なのは、今度の制度ですと第一審です。今度は二審も事実審理をほとんどやらないようなことになつたので、一審は非常に大事なんですから、一審に優秀な裁判官を配属すること、ひいては今の秩序維持の問題にも關係がある、こう考へております。

○安部委員長 どうもありがとうございます。次に小林健治君より御意見の御開陳をお願いします。

○小林公述人 たいま御紹介にあずかりました小林健治であります。裁判所海辱制法案の御審査にあたりまして、実務家として卑見の一端を述べます機会を与えられましたことは、非常に欣快とするところであります。ただいま実務家と申し上げましたが、私は昭和四年五月に司法官試験を拜命いたしました。東京地方裁判所等において修習いたしました。昭和五年十二月に判事に任ぜられ、昭和九年二月一日まで東京地方裁判所、次いで宇都宮地方裁判所で民事裁判事務を担当して参りました。昭和九年の二月二日から東京地方裁判所、東京区裁判所または東京刑事地方裁判所において、もつぱら刑事事件の事務を担当して今日に及んでおります。その間昭和十五年三月から昭和十九年十二月までの約五箇年間予審判事をいたしておりました。昭和二十年一月から現在まで刑事部合議体の裁判長をしております。従つて私の今日申し上げます意見は、刑事裁判の実

務家として、しかも東京地方裁判所判事としてのごく限られたものであることをまずもつて御了承願ひたいと存じます。

まずこの法案に対する私の結論を申し上げますと、私は本法案に賛成するものであります。その成立を心から希求するものでございます。以下その理由を簡単に申し上げます。

ただいま末弘先生から手きびしくわれわれの地位、素養、人格、識見等について御批判がございましたので、非常に謹んでおつたのでありますが、期せずして私は末弘先生とまったく反対の意見をここに開陳するのやむなきことを御了承願ひたいと思ひます。

まずこの法案の趣旨であります。この趣旨については、先ほど委員長が申された通り、裁判所の威信を保持し、司法の円滑なる運営をはかるという点において、皆様何人も御異論のないことと存するものであります。

次にこの法案の必要性について、私の感じを申し上げますと、さきに申し上げましたように、私は昭和九年二月から昭和十九年十二月まで東京地方裁判所、東京区裁判所、または東京刑事地方裁判所に陪席判事、単独判事または予審判事として刑事事務の処理に當つて参りました。その間幾多の審判に参与、経験したのであります。けれども、當時は旧刑事訴訟法でありまして、裁判所または裁判官の職務的、あるいは意味では二方の措置が講ぜられた場合が多かつたのでありますが、それでも一件たりとも旧裁判所構成法第九九条によつて休刑を命じたり、あるいは勾引したり、拘留したり罰金に処した

という事例を経験して参りません。従つて私の経験から申しますと、少くとも昭和十九年十二月までは、旧裁判所構成法第九九条の規定は無用にあるかに見えたのであります。ところが終戦後のある種の刑事事件の法廷の様相は、まさに一変したと言ひ得るのでございます。特に昭和二十四年一月一日、現在の刑事訴訟法が施行されまするや、当事者主義に便乗したとも見得る事態がかなり発生しておるのでございます。敗戦に伴う民族的自暴自棄から来る道義の頹廢、ある民族による集団的反抗、あるいは思想混乱による等のことからして、悪質犯罪の増進とともに、その審判に當つて不当な行状に及び、法廷はもろろん、その内外において不穩な事態を引き起しておるのであります。これが全国的事例については、すでに政府委員の方あるいは最高裁判所の職員の方から御説明があつたことと存じます。ここでは私が経験しましたほんの一、二の事例を御参考まで申し上げたいと存じます。その第一の事例は、ある政党的有力な幹部が指揮して、旧軍需の大豆等の主食を管理者に強要して、これを多量に分配した事件であります。この事件は昭和二十一年の六月、私がその審理に當つたのであります。まず数十名の者が私ども裁判官を取囲みまして裁判は公開である、従つて大衆の面前でやるべきである、日比谷の公会堂、または日比谷のあの大広場においてやるべし、それが公開の本質であると言つて、執拗果敢に私どもに数次の折衝を続けました。法廷においては、証人に対し、裁判長の制限に従わず、必要以上に長時間に尋問を続け、あるいは侮蔑的言辭を弄し、ときに傍聴人は被告人に呼応してその發言を援護する等、かなり喧嘩をきわめておりました。

次に昭和二十三年の四月に開かれた生産管理に起因する某事件の公判においては、被告人は裁判長たる私をわざ／＼議長々と連呼し、しかも時をきらわすし／＼發言を要求するのであります。なかんずく最もその処置に窮しましたのは、私どもが休憩または合議のために退廷しようとしてドアを出ようとする際に、傍聴人かあるいは被告人か確定し得ないのであります。が、資本家の御用裁判あるいは反動判事という罵声を私どもの背中に浴びせるのでございます。

そのころまた、これは特殊な思想及び政治運動をしておるかなり知名な政治家の詐欺事件でございましたが、執拗に保釈を要求いたしました。この保釈が許されざる事情については、あるものであります。保釈を要求いたしました。その保釈の許されざる理由をもつて裁判長たる私に国賊裁判長、かような罵声を浴びせるのであります。さらに最近におきましては、数例において被告人が檢察官を指さしまして、売国奴検事、売国奴檢察官と呼号する事例があるものであります。さらに被告人が証人に対しまして、生かしてはおかぬ、ただでは帰さぬというような言辭を弄する事例もあるものでございます。特に最近におきましては勾留理由開示の法廷で、被告人、利害關係人らが裁判官、檢察官に食ひ下りまして、ある種政治的な意見を露骨に表明し、また傍聴人たる同志を啓蒙するがごとき言辭を弄するのが、通常の状態ともい

得るのでございます。ここにこの種事件あるいはその傾向のある事件、あるいは勾留理由開示事件について、最近東京地方裁判所でこれだけ取扱つたという例をちよつと調べてみました。が、勾留理由開示手続だけについて申しますと、昭和二十五年で、東京地方裁判所及び八王子を合せまして合計二百五十五件の申請がございました。うち実際に開示手続をしたものが百三十二件、特に二十五年の十一月には五十四件の開示手続を行つております。本年に入りまして四月までに請求が百三十四件、実際に開示五十三件を数えておるのであります。これが大体手続において今言つたような波瀾、混乱をおこしている好ましからざる事態を引起してゐるのが実情なのでございます。

そこで法廷で、訴訟指揮権という面からこの事態にいかに対応すべきかというのを私どもは考えさせられるのであります。法廷または裁判手続を行ふその他の場所における裁判長、裁判官の毅然たる適切な態度は、訴訟指揮権が法廷その他の場所において施行される公判の円満なる進行に重大なる力を持つことは申すまでもないのでございまして、この種の訴訟指揮権は御案内の通り刑事訴訟法に認められておるのであります。それ自体訴訟法上のものであつてその作用はおのづから一定の限界がございまして、道義と条理を無視し、あるいは法廷を階級闘争の一場であるとの観念し、法と秩序を無視し、暴力的言動をもつて法廷を支配しようとする被告人に対しては、單なる訴訟指揮権のみをもつては、どういふ円満なる訴訟の進行を期し得ないことは明らかであらうと思ひます。

かのみならず、これら被告人に呼応してこれを声援するがごとき傍聴人の存するにおいては、この訴訟指揮に挺身する裁判長または裁判官の労苦は、お察し願ひたいと思ふのであります。

かような情勢あるいは事実を面しまして、私どもは何らかの、権力という語弊がございまして、これをうまく運用する方法を与えていたきたいと思ひます。これは当然の要請であると思ふのであります。その点についてはすでに法廷警察権、それから今の裁判所侮辱制裁というものが考えられるのではないかと存じます。この点については裁判所法七十一條、同條の二、七十二條におきましては、裁判長に退廷、退去を命じ、その他警察官を使用するといふようなことを許容しております。七十三條において、裁判長の命令に従はずしてなおかつ訴訟の進行を妨害する場合にこれを処罰し得ることを規定してゐるのであります。前者については東京地方裁判所の実情を申し上げますと、通常は老婦の廷吏一人であります。裁判長が訴訟指揮権を実施し得る裁判所警備員は一人の老婦の廷吏だけでございまして、この点から行きまして、後にこの点は申し上げたいと思ひますが、裁判長の方で警察官の執行を万全ならしむる方法について、各位の特段の御配慮をお願いしたいと存するのであります。

は警察署に現在おらないようでありまして、従つて急遽派遣を求めまして、これに處するだけの力がございませぬ。この点について私が最近経験いたしました事件の一例を申し上げますと、当時被告は十六人でありまして、当時東京地方裁判所に係属しておりました同種事件の百三十数人の併合統一審理を要求して、各被告人は裁判長の制止も聞かず一斉にその申立をいたしました。私どもは合議の結果、技術的にまた法律的に不可能のゆゑをもつてこれを却下すべく決定したのであります。その情勢下におきまして却下するにおいては、さらに法廷が喧嘩混乱に陥るべきことが認められましたので、私は進行について協議するため退廷いたしました。そしてその間丸の内警察署に警察官の派遣を求めたのであります。二十三名かの警官が到達するまでに四十五分の時間を要しております。この四十五分の間いわば法廷が空白の状態に置かれた、十六人の年少気鋭の人たちに対して当時法廷に配属されたのが、東京地方裁判所として動員し得る限度でありました。廷丁は五人でございまして、五人立ち向うべき何ものもございませぬ。やむなく四十五分法廷を真空の状態に置いたのであります。幸ひにしてそれ以上何らの混乱も生じませんでした。私もいささか責を果したような気がして、その日は裁判の進行を続けたのであります。が、現状におきましては法廷警察権はわれ／＼は完全に使用し得ないという状態にあるのであります。

次には本法案と英米の裁判所の侮辱制裁法との比較における私どもの考えを申し上げますと、ただいま末弘先生、また伊藤先生その他からも専門的に御説明があるかと思ひますが、英米法におきまして裁判所侮辱というものは、講學上直接、間接あるいは民事、刑事といふような分類がされるような非常に広汎なものであります。御案内の通り新聞雑誌すなわち出版による侮辱についてしばしば問題を起してあり、最近においては労働争議の中止命令に対する処罰について、これまた世界的論争を巻き起したことは、私どもの耳に新たなことであります。が、直接裁判所侮辱といふものについてはかつて異論はないのではないかと私は考えております。この意味についてこの制裁は、司法の円滑な運営、法廷の神聖を保持するに必要の不可欠の最小限度のものであると英米においては承認しておるのではないかと存じます。まさに本法案は一體して明らかなることとして、法廷または裁判官の面前及びこれと同一視すべき場所、いわゆる直接侮辱のみをもつて対象としておるのであります。すなわちこの大目的達成の最小限度のものである。この程度のものはわれ／＼裁判官たる地位に対して与えてほしい、与えても、後に申し上げますが、その運用いかんによつては十分な効果を發揮し得るものであらうと考えるのであります。

次に本制裁と裁判所法第七十三條の審判妨害罪との關係について一言いたしたいと思ひます。裁判所法第七十三條によりますと、同法第七十一條によつて法廷での裁判所の職務の執行を妨げ、または不当の行状をなしたために裁判長から退廷を命ぜられ、その他法廷の秩序を維持するため必要な事項を命ぜられた者あるいは必要な処置を命ぜられた者、これと同法第七十二條によつて法廷以外の場所においての裁判の職務の執行を妨けたため退去を命ぜられ、その他必要な事項または処置を命ぜられた者が、その命令に違反して裁判所の職務の執行をさらに妨げた場合には、この七十三條の適用があるものと私は解するのであります。すなわち約言しますと、まず職務執行を妨げて不当の行状をした者に対して、裁判所または裁判官から退去を命ぜられ、これに從はずして退廷しなかつた。さらにまたその命令に反して職務の執行を妨げたりした場合にのみ、この七十三條は適用あるものと私は考えるのであります。その処罰にあたりましては檢察官の捜査、起訴を経て後審判すべきものであります。しかも刑事訴訟法第二十條第一号の趣旨から申しまして当該裁判官はその裁判に關与し得ないと考えるのが至当ではないかと考へるのであります。この対象と形式において、まさに本法案とは非常に相違があるものでございまして、その点が一番論議されるのでございまして、その七十三條をもつて足るという論者に対しては、私はこの七十三條をもつて十分でありましようかとむしろ反問したいのであります。同條によつては裁判所の威信を害する不当なる行状をした者あるいは檢察官を完固に呼号し、証人に対しては置かぬぞ、殺してしまふぞと発言した者に対して七十三條はただちにもつて適用できるかどうか、私は大に疑ひを持つております。また野蠻な言葉をもつて檢察官、ときに被告、ときに弁護人を侮辱

する傍聴人、これに對しても右七十三
条をただちに適用し得るかどう
か、これまた私は疑いを持つておりま
す。これをもしも法廷警察だけのもの
に放置してよろしいものでございま
す。私の解するところによりまし
と、法廷の威信というものは裁判官を
初めとしたして、弁護人、証人、
陪審またはすべての傍聴人を含むこの
訴訟関係者に対する暴力、脅迫、侮辱を
含めての法廷等における秩序紊亂、こ
れが裁判所侮辱であるとするのであ
ります。本法案を通過してしましまし
ても、本法案によつて保護されるのは裁
判所の威信、すなわちその裁判関係を
構成する全員の関係において、法廷ま
たはこれに準ずる場所の全体的観点か
ら考へるべきものであると解するので
あります。すなわち裁判官に対する直
接の言動はもちろ、他の裁判所職
員、檢察官、弁護人、被告人、証人等
の訴訟関係人、ときに傍聴人に対する
言動であつても、それが法廷のために
法廷の品位を傷つけ、法廷の神聖を害
する場合は、本法案第二条の適用あり
と考へるのであります。一面からい
えば本法案は裁判官、裁判所職員はも
ちろん檢察官、弁護人、被告人、証
人、傍聴人等その裁判に關係を持つ
すべての人々が、平穩安泰にその分を盡
すことを保証するものと解せられるの
でございす。そしてそれが法廷の品
位を傷つけるかどうか、職として裁判
に經驗のある、その訴訟において中立
不偏冷靜であるべき当該裁判官にその
判断をまかせるといふことは、必ずし
も一方的な制裁または裁判になるとも
考へられないと思ふのであります。こ
の点につきまして旧地方裁判所構成法

第百九条の規定を回想してみたいと思
います。同条によりまして、第一項に
おいて「裁判長ハ審問ヲ妨クル者又ハ
不當ノ行狀ヲ為ス者ヲ法廷ヨリ退カシ
ムルノ權ヲ有ス」第一項において「
前項ニ掲ケタル違犯者ノ行狀ニ因リ
之ヲ勾引シ閉廷ノトキマテ之ヲ勾留ス
ルノ必要アリト認ムルトキ裁判長ハ之
ヲ命令スルノ權ヲ有ス閉廷ノトキ裁判
所ハ之ヲ釈放スルコトヲ命ジ又ハ五月
以下ノ罰金若ハ五日以内ノ勾留ニ処ス
ルコトヲ得」と規定し、第三項に「其
ノ処為ノ輕罪若ハ重罪ニ該ルヘキモノ
ナルトキハ之ニ對シテ刑事訴訟ヲ為ス
コトヲ得」と定めてあります。右規定
は現裁判所法第七十三条と本案との性
格を兼ね備へるものでありまして、右
第二項はまさに本法案とその趣旨にお
いて同一のものであるのであります。
この意味からしまして、本法案はま
たく新規な、独自の、または米英の
模倣といふことは言ひ得ないのであり
まして、ある意味から言へば、裁判所構
成法への復帰とも考へられるのであり
まして、別に新しい立法であるとは私
は考へておりません。私もは裁判所
法第七十三条によつて、この裁判所構
成法百九条が削除されたことを、当時
の情勢から見まして、しかあるべしと
して賛意を表して参つたのでございま
すが、先ほど申し上げましたような
情勢の変化は、さらにまた裁判所構成
法百九条に復帰するのやむなき必要を
感ぜしめられておるのでございす。

七十一條ないし七十三條との關係であ
りまして、論者はこの法案をもつて十
分なりとするのでありますが、その十
分ならざる理由を詳細に申し上げる時
間を持ちませんので省略いたします
が、先ほどの一、二の解釈によつて御
了承願いたいと思ひます。
さらに反對論で私どもの一番關心を
持つのは、わが刑事訴訟法の大原則た
る不告不理の原則を破るのではない
か、その意味において賛成できないと
いう御意見があるかと存じますが、
私の解するところによりまして、この
裁判所侮辱制裁法は、一言にして言
いますれば、裁判所特に法廷の威信、神聖
を侵害する場合における裁判所の自救
行為の性格を多分に有するものと考へ
ておるのでございす。しかもそれに
よつて保護されるべきものは、その裁判
における裁判官、裁判所職員のみなら
ず、檢察官、弁護人、被告人、傍聴人を
含めての、その訴訟に關係を有する一
切の人の安泰、平穩なる訴訟行為であ
ることに御留意を願へば、さらに一
層この自救的行為といふものが理解で
きるのではないかと存するのでありま
す。その意味からしまして、先ほど
も触れましたように、当該裁判官にた
だちにもつて制裁を与へさせるのはい
かぬといふような御議論も、裁判官の
經驗、冷靜、不偏その他から見ても、あ
ながち一般の制裁と區別しても、そし
りには受けないのではないかと考へてお
るのであります。

次に私のこの法案に対する感想、ま
た覺悟を一言申し上げさせていただき
たいと思ひます。制裁の威力をかりま
して、裁判所の威信を保持しようとし
るのは、往時の封建的思想に根ざすも
のである。裁判所の權威を確立し、司
法の円滑なる運用をはかる道は、裁判
官にその人を得ることであつて、決して
制裁ではないという御意見について
は、ただいま末弘先生も述べられまし
たが、私も深く考へさせられるの
であります。私もはその關係、素
質、人格、識見において、またその訴
訟指揮の技術において、司法の尊嚴を
守る者として、省みて慚愧たるものが
ございす。ただ私もはこの職をつ
かさざるに當つて、清廉と潔白につ
いては強い自信を持ち、清貧を樂しむだ
けの心構へのあることは、人後に落ち
ぬと確言し得るところでございす。
同時にまたそれらより高い人格によ
つて裏づけなければならぬと深く信
じて、日夜その反省を怠らないも
のでございす。それにもかかわりま
せん、この法案の成立をいねがうゆ
えんは、まさに汚れんとする威信を
今日にして食ひとめ、今日にして支持
したいといふ念願にはかならないので
ございす。私もはまた一方におい
て、強い権力のもとに、陶酔、儉安、
自己満足しようとするものではありま
せん。私もは謙虛な心をもつてこれ
を運用したいと念じておるものであり
ます。私もは、その権力が強ければ
強いほど、これに對する監視、批判、
そして弾劾がより強かるべきことが、
民主主義の根本的原理であると考へて
おります。私もはかりにこの権力、
權能が与えられた場合、その適正な運
営を常に反省し、あらゆる面からの監
視、批判を喜んで受けたと存じてお
ります。もしもこれが濫用のせしり
を受けるにおきましては、いかなる弾
劾、制裁をも甘受する覺悟でおりま

す。同時に人格識見の高揚、訴訟技術
の練磨に努め、大方の御支援によつ
て、この権力をして抜かざる傳家の宝
刀たらしめんと、切に願つて心に期し
ておるものでございす。
なおこの点について一言させていた
だきますが、この権力は個人としてで
はなく、裁判官としての地位に与えら
れておるといふ点でございす。私も
は先般各位の御配慮によつて、他の
行政官または公務員よりも、より多額
の報酬を定められました。私個人から
言いますれば、他のより有能な同輩ま
たは先輩より多額の報酬を受けるとい
うことについては、内心慚愧たるもの
がございす。しかしながら裁判官た
る地位に与えられた報酬として、私も
はこれを甘受いたしました。その地
位にふさわしい人格、識見、訴訟技術
その他を習得したいと念願しておるの
でございす。私もは決して個人た
るその人に与えられる權能であるとは
思つておりません。まさに裁判官たる
地位に与えられるべき權能であると信
じております。
最後に、私は昨年五月ある会合にお
いて、時期尚早のゆゑをもつて、この
法案の制定に反對の意見を申し述べた
ことがあります。しかしその後の情勢
の変化は、まさに今日ここに申し上げ
るような意見にかえるのやむなきに至
つたことを御了承願いたいと存じま
す。
以上卑見の一端を開陳いたしましたの
であります。一つの参考として慎重御
審査の上に、この法案を可決、成立せ
しめるにおいては、望外の仕合せと存
ずる次第であります。御清聴を感謝い
たします。

○安部委員長 この際ちよつと申し上げておきますが、委員の御質疑は、議事の進行上三、四人の御意見を承つた後にいたしたいと存じますから、さよう御了承願います。

次に戒能通孝君の御意見の御開陳をお願いいたします。

○戒能公達人 私の今日申し上げたいと思ひましたことは、先ほど末弘先生が大体お話しくださいましたので、繰返しになることはできるだけ避けたいと思つております。

先ほど末弘先生がお話になりました通り、裁判所の威信というものを一番よく守つて行くものは、これは言うまでもなく裁判官の人格ではないかと思つております。言いかえれば、裁判官が予断を持たず、公正に裁判して行くこと、これがあくまでも裁判所の威信を守つて行く一番大きな本道ではないかと私は信じております。しかるに末弘先生が先ほどお話しされました通りに、ある種の判決におきましては、同僚に対する裁判みたいな非常に極端な言辞を使つていたという事実が出て来るのであります。つまり最高裁判所判事たるものが、その同僚に対して国辱的、曲学阿世とか、あるいはまた休戚を言うようにという文字を使つていたことがあります。こういう裁判官を私たちが前にした場合、どういふふうに感ずるかということは非常に大きな問題だと思ふのでございます。私も実は判例集でそれを眺みまして、ぞつとしたのでございます。そうしてこの裁判官を前にして私が何か議論をしました場合は、ほんとうに正しく私の言うことを聞いてくれるであらうか、それに対しては私はむしろ悲観し、また

疑惑の念を持たざるを得なかつたのであります。さらにまた末弘先生は、裁判官はみだりに判決以外の場合には意見を言つてはならないというのを御指摘になつたのでございます。この点まさにその通りであります。裁判官がしばしば政治的意見を述べられるというところがないではないと思ふのであります。その一つの事例が昨年の十月の「展望」という雑誌の六十三頁のところに出ておりますので、もし御機会があつて御参照願えればありがたいと思ふのであります。

さらにこの裁判所侮辱制裁法案が提案された一つの理由といたしまして、共産党関係事件の処理ということが言われているように伺つたわけでございます。ところが共産党の言ひ分は全然聞いてやらないという態度をとれば、自然共産党関係の入たちがおとなしくないのであるというところも十分に考えられるのでございます。いかに共産党員であらうとも、訴訟に勝つたといふあるいは無罪になつたといふ気持は、おそろく持つてゐるのではないかと

うなものにおきまして、共産党は暴力団体であるといふことは公知の事実である。これについては何ら証言を要しないといふような意見が述べられてゐるのでございますが、おそろくこの公知の事実に対する証拠といふものは、全然提出されてゐなかつたのではないかと思ふのでございます。こういうような点から申しまして、いわゆる法廷闘争といふものがあるが、荒つぽくなるかもしれないといふような御意見につきましては、かりに自分の好ましい人間の言ひ分であらうとも、本氣に聞いてやろうといふ意思を十分に現わされるようにしていただくことが望ましいのではないかと思つてゐるのでございます。

さらに裁判所侮辱制裁法というものは、これは裁判所に対する侮辱制裁といふふうには書いてございしますが、しかしながらやはり事実上の問題となりますと、多かれ少なかれ裁判官個人に対する侮辱制裁といふものになりはしないかと思ふのでございます。裁判官の心鏡につきましては、ただいま小林判事からいろいろ伺つたのでございしますが、そのお話を伺つておきますと、やはりある種の人は非常に憎らしいといふ感じをお持ちになつたように、私が間違つてゐなければ伺つたわけでございます。その方が現われて自分を侮辱した人間を裁判するといふことになつて参りますと、不告不理の原則よりはずして不利な原則、大きな抜け穴が出て来はしないかと思ふのでございします。裁判官に対する侮辱制裁というところ、これにつきましてイギリスの制度がどんなふうにして發展して来たかと申しますと、これはあまり詳細な勉強

はしておらないのでございますが、非常に古くから出て来ていることだけは明らかであるように存じます。十二世紀の後半時代にすでに出ていたことは明らかであるようにあります。しかるに十二世紀、十三世紀時代のイギリスといふものは、まだ各所にいろいろな王様がおりまして、王様が王様の権力の中に入つて来るものに對して武力でも抵抗してゐた時分でございます。言いかえれば、王様とその官吏に對しましては乱闘を許さないといふ態度をとつてゐたときでありまして、法廷侮辱罪の成立も基本的には不敬罪の一種、官吏侮辱罪の一種として成長して来たように思ふのでございます。従つて中央政府の裁判所の統一ができた後におきましては、裁判官はできただけ自分に対する侮辱を身に受けないで、それを聞き流すだけの余裕がある、それが裁判官としての理想であるといふふうには考えられていたようでありま

す。たとえばバリーという一親子二代続きましたイギリスの法律家でありまが、そのバリーという人のある本の中に裁判官としての理想の型が書いてあるのがあります。それに依りますと、ある裁判所におきまして若い弁護士が、裁判官に對して猛烈に侮辱的な発言をしたのであります。ところが裁判官は、傍聴人、それからそばにいた弁護士などもあきれたことに、黙つて聞いていたわけでありま

す。それはちやうど巡回裁判であつたわけでありまが、その夜みなで宿屋に集まつたとき、長老の弁護士から裁判官に對して、あのこまじやくれた弁護士をどうして叱らなかつたかと質問をしたのであります。それに対しては

て裁判官が答えてゐるのであります。私の父親は私の子どもの時分に小さい犬を一匹飼つておりましたね、犬は月が出て来るとよくほえましたよ、といふのであります。それは一体どういふことかと質問を受けました、いや、月はそのままだいておりました、といふことで話は終りになつたといふことでございます。ただいまの小林判事の話を伺つておきますと、いろいろの問題が一緒に出て来ているのでござい

す。たとえば名譽毀損とか、あるいは脅迫に対する罪の規定というものが裁判所侮辱の問題と幾分混線しておられるのではないかと、たいへん失礼でございますが、ちよつと伺つて感じてゐるのは、これは弁護士に對して自由な発言を許さなければならぬといふこと、これは當然であらうと思ふのでございします。法廷におきまして弁護士は、自分の依頼者のために自分の全力を盡して闘わなければならないといふそういう職業的な義務を負担してゐるものと私は信じてゐるのでございします。この場合に、弁護士の発言が常に何らかの脅威の前にさらされるやうになつて参りますと、弁護人のほんとうの弁護権といふものには對して制限をすることになるのではないかと思ふのでございします。弁護士の発言が、かりに裁判所に對して不快な感じを持たせ、威信を失墜したといふやうに思われま

す。百以下の監置もしくは五万円以下の過料に処せられるわけでありまして、弁護士が真に自分の職務を盡す場合におきまして、この法律案は相當大きな障害になりはしないかと思ふのでございします。

それから最後の問題といつたしまし
て、この法案において取上げられてい
るのは、いわゆる直接侮辱の場合に限
られておりまして、英米法なんかで申
します推定の侮辱、コンストラクティ
ヴ・コンテンプトというものは別段
の規定はないのでございます。しかし
一般原則としてそのことができ上つて
参りますと、その原則が拡大されるこ
う可能性が十分考えられるではない
かと存するのでございます。たとえば
旧憲法下において成立しておりました
ところの治安維持法にいたしまして
も、まさかあの法律を制定した方が
太平洋戦争中時代のような、ああい
う適用状態になろうとは思われてお
りなかつたであらうと思つておられ
ます。しかし一旦ある法律がつくられ
てしまふと、それがどん／＼自動的
に拡大するといふことは十分考えられ
て参るのであります。そういうような
意味で、私は伝家の宝刀といふことは
できるだけ避けていただくことを願
ひたいと思つて、伝家の宝刀があ
りますと、伝家の宝刀が思ひがけな
い、制定者の意思とはまつたく違つた
方に向はせられることも起るのであり
ます。共産党関係の人たちが法廷妨害
を盛んにやるといふようなお話がござ
いましたけれども、しかし人によつて
は必ずしもそう見ていらつしやらない
老練な弁護士もおられるのでござい
まして、たとえば昭和二十六年の六月
の正木昇弁護士が書いておいでになる
ところによりますと、実際の裁判にお
いて共産党員が裁判を妨害してしまつ
たという事例は、ほとんどないのであ
るというふうに言つておいでになりま
す。正木弁護士は三鷹事件にも関係し

ておいでになつた由であります。そ
の三鷹事件のような事件においてすら
法廷妨害といふようなことがほとんど
皆無であつた。それから横浜の人民電
車事件といふものについても言及され
ておりますが、これも調査の結果は裁
判官の方に欠陥があつたことがわかつ
て、これを法廷侮辱罪の口実にするこ
とができなかつたといふことも言つ
ておいでになります。私は弁護士では
ございせんから、現在の法廷がどん
なふうに進んでゐるか私自身としては
経験を通じてはできないのでありま
すが、非常に豊富な経験を持つておい
でになる方がこういう意見をお持ちに
なつていらつしやることは、私にとつ
て重要な参考資料だつたと思つてお
るでございます。最近でございすけれ
ども、私が「裁判」といふ本を一冊書
きましたときに、「裁判官」といふ形で一
通の手紙をいただきました。それによ
りますと、お前の言つてゐることは、
法廷における事実といふものを通して
真実を立証すべきであるといふ主張を
繰返しているやうであるけれども、そ
の主張に対して相当非難のあること
は自分は知つてゐる。今の日本の裁判
所は事実の提出によつて真実が明らか
にされ、適用される法規の解釈が裁判
官に受入れられるやうな状態にはない
といふ非難があることも自分は知つて
いるが、しかし自分としてはやはりお
前の言ふことに對しては賛成する。自
分は最近ある朝鮮人の事件を取扱つ
た。朝鮮人の事件を取扱つたことは、
非常に妨害を初期においては受けた。
しかしながら自分はこの人に對してい
かなることを言おうとも、感情に動か
されず、事実とそれから法によつて

裁判をするという意思をもつてじつと
法廷を見てゐたのです。彼らも自分の
意思がわかつたか、非常におとなしく
爾後の運営に協力してくれた。自分と
しては自己の信念、正しさを信する
し、お前のやうに人間の信念を信する
ことが正しいのではないかといふこと
で、わざ／＼言つてくださりました方
がございました。この方はお名前を書い
てくだされませんでしたので。真実裁
判官であるかどうか私わかりませんで
すが、しかしそういう意見の方もおそ
らくいらつしやるのではないかと推測
するのでございます。たいへん難儀で
ございましたが……。

○安部委員長 次に布施辰治君よりお
願ひいたします。

○布施公述人 私は弁護士の立場で裁
判所侮辱制裁法案に対する意見を述べ
る機会を与へられたのであります。私
は弁護士という立場より、さらに裁判
所に密着する利害と関心を持つ大衆の
一人として意見を述べさせていただきます
と思ひます。実はある者からは、こ
の法案の適用対象になるやうな立場を
私たちに浴びせかけられておるやうな
議論も聞くのであります。またいわゆ
る法廷闘争、法廷闘争といふやうな言
葉は、私が最初に用ひ始めたといつて
もよいほど、この法案とはきつて関
係のある立場が顧みられるのでありま
す。従つて私の今まで持つております
体論的、またこの問題について常に検
討しております理論から、この法案が
いかなる性格を持つものであり、そし
てまたこれが実現されましたならば、
どのような影響と効果を持つてであらう
といふことに關連して多くの意見を持
ておるのです。その大體を皆さんに

聞いていただき、また質疑があるなら
ば、その質疑に答えて私の意見を盡し
たいのが私の念願です。しかしすでに
前公述人において、またその問答にお
いて現れました問題を繰返すことは
時間の浪費とも考えます。予定した私
の批判、意見ではなく、今まで現われ
た公述人の意見、これに質疑を投げか
けられますこの会場の雰囲気、それら
を再批判的に私の意見を述べて、皆さ
んの御参考に供したいと考えてます。し
かし必要なら公述人の意見として結論を
はつきりすることが第一と考えます。

私はこのやうな法案は、今の段階で
といふのではなく、永久に必要はな
い。むしろ有害であるといふ結論にお
いて反対するものであることを言ひ
たい。その理由を今まで現われた
この会場における質疑並びに公述人の
意見といふものに対する再批判的にこ
れを拾ひ上げて参ります。裁判の威
信もしくは權威と裁判所の威信もしく
は權威といふことを誤解されてはな
いだろうか、さらに裁判所の威信ある
いは裁判の權威といふものを尊重しな
ければならぬことは当然だが、そのた
めに法の威信といふものを傷つけはし
ないだろうかといふことについて御再
考を仰ぎたいのであります。これを率
直に言うならば、この法案を制定する
ことは、裁判所の威信を保持するため
といふ目的に用いて、逆に裁判の威信を
破るであらう。またどういふ法案を制
定することによつて、初めて小林健治
君の言われるやうに、裁判の威信は保
ち得るのだといつても、そのためにこ
の尊い国会に与えられた立法の威信
は、地に落ちるであらうといふことを
考へていただきたいと思ふのでありま

す。私は裁判といふものの威信は、何者
にも侮辱されてはならないと考へてお
ります。また何者といへども裁判所の
威信を傷つけるやうな侮辱をしてはな
らないといふことを考へております。

けれどもそういう裁判所の侮辱されて
はならない威信は、裁判所がいかにし
てこれを築き上げていくべきものであるか。
よそからの力をもつてこれを保持して
やらねばならぬといふやうな性質のも
のであらうかといふことを考へていた
だきたい。私はここで前の公述人の方
の意見と重複しない範囲で、私の意見を
述べますならば、裁判の威信は尊重さ
れねばならぬといふのは何ゆゑである
か、それは裁判所に入入される皆さん
において、すぐ感ぜられる通り、裁
判所ほど良心といふ問題をよく取扱
う役所はないやうであります。裁判官
は良心の独立といふことを憲法におい
てわざ／＼保障されております。裁判所
へ証人行け、良心に誓つて云々とい
ふあの宣誓書を讀み上げさせられま
す。そういうこの良心といふものは、
何かそれは善惡の批判、皆さんがみず
からの行為について自己批判をなされ
るとき、あれはよかつた惡かつたとい
う良心の批判、呵責、これこそは人間
の一番大事なものであることをお考へ
になると同時に、裁判の意義はこの良
心を制度化したものであるといふこと
ろに、裁判の威信の尊重されなければ
ならないゆゑがあるのだと私は考へ
ております。しかしながらそのやうな
裁判の威信、良心の權威を制度化した
その裁判の威信は、あくまで公正なも
のでなければならぬ。と同時にその
公正さは獨善の公正さであつてはな
らない、何人をも得心させるやうな公正

つめられた、こういうようなことを小林健治君が実例をあげておるのであります。しかしこの勾留理由開示で問題になったのはどんなことが問題になったか。実は勾留理由開示の申立人は、利害関係人という肩書においてできるということになっていたものであります。ところが最近においては利害関係人という条文の表現は、これは法律術語なんだ、いかなる利害関係ということをはつきり表示しなければ勾留理由開示の申立人たる資格がないといつて、どん／＼却下しておるのである。こういうことをやつておるのだから勾留理由開示において、なぜ勾留したかということを開示に質問すれば、いや証憑隠滅のおそれがあるからだ、こういうのであります。この場合やはり証憑隠滅のおそれというものは、利害関係人という表示と同じように、これは法律術語の表示なので、利害関係人ということについて具体的に事実を示せというならば、やはり裁判所の方でも、証憑隠滅のおそれという、その術語に沿った具体的な事実を示さないとやつて反抗する場合があります。いま言つて反抗する場合があります。いま言つて、こういうようなとき問題が起ります。そこで私は皆さんに考えていただきたいと思ふことは、日本という国の官尊民卑のことに嘆かおしき一つの風潮であります。私は多年法廷に立つての感想をそのまま言ふならば、よほど基本的な人権を蹂躪され、裁判所から侮辱された、そういうときでなければ抗議をする傍聴人も被告も弁護人もない事情であります。決して事を好んで裁判長に罵声を浴びせかける、あるいは問題を起すとかいうことはありません。もうがまんをする限り

がまんしておる、民衆の屈従、その勘忍の尾が切れて、そうして忍ぶべからざるに及んで爆発するのが、法廷におけるあの種の抗争だということを考えていただきたい。だからそういう意味でも私は決して問題は起らないと思ふ。ただここで法廷に傍聴人がたくさん殺到する、これがたいへんなことのように考えております。けれども集団的な犯罪について、ある責任者が検挙されるというときには、これは責任者個人の犯罪、個人の責任ではないのであります。やはり民主的に結ばれたる利害関係なり、同志的な団結のメンバー、これらの全部が被告の位置にすえられたものと考える法廷監視、これは必然の民主的な自覚の芽の吹き始める尊厳でなければならぬ。それを理解しないで、ある集団犯罪の場合に、また他の多くの人たちが傍聴に来るといふことが、いかにも自分らが威圧でも受けるがごとくに考えておることに間違ひが起るのであります。それこそそういう民主的な犯罪の性格、傍聴人と被告との立場を理解してこれに対処するならば、絶対に問題は起らない。にもかかわらずそういう場合、すぐに身の危険を恐れるものごとく警察官にすがらうとする。この警察動員、特別警備という、警察国家のこのやり方がいつでも問題を挑発しておるのであります。こういうようなことを考へて来れば、私は幾多の例によつて、ある事件ではどういふ裁判長がやりそこなつたか、ある事件ではどういふ裁判長はどうかやつて行けたという実例を、あげようと思ふればあける資料をたくさん持つておりますけれども、そういうことは時間の関係上、こ

こでは省略しますが、ただ許すことのできない一事は、小林健治君が言われる通り、傍聴人に対しても、検事に対しても、だれに対しても法廷侮辱、進言を妨げたものは処罰する。けれども私に言わせれば、むしろ裁判官そのものこそ法廷侮辱の張本人である場合が多いと言ひたいのであります。この法廷侮辱の張本人であるべき非人格的なあるいは識見の低劣な、民主思想をばつかりと理解しないようなそういう裁判長を、それこそ支配封建、天上の神格者のごとくにまつり上げようとするのがこの制裁法案であります。どうしてこういう法案が提出されるのかを私は理解し得ないのであります。こういう法案は、言われました通り裁判所構成法百九条の復元だとか、これはさきに民主的な警察の改善ということでは、サールベルがこん棒になつた。そのときは警察の民主化をみな喜んだ。ところがそのこん棒を持つた警察官にさらにビストルを与えた。これはサールベルよりもつと恐ろしいのであります。サールベル時代の抜剣という問題よりも、ビストルになつてからの暴発問題は非常に恐ろしいのであります。そうして責任はとられていない。サールベルを取上げてこん棒を与えて、一旦民主化した警察にビストルを与えたとすることが、いかに民主化の逆転であるかということを考えればよい。

人間良心の、いわゆる裁判の本質にいう、自分が支配者である場合において、みづから裁判しようとする謙虚さを忘れさせる。こんな野蛮な法律はない。そうして戦争ほど野蛮なものはないといふところに一脈相通するものがある。私は今こゝでは多くは申し上げませんけれども、戦争防止のためにも、戦争を放棄した日本の憲法の名譽のために、私はこゝいう野蛮な法律は絶対に通してはならぬ。現段階において必要がないばかりではない、裁判所の本質、法律の權威のために、絶対にこゝいう法律を通してはならない。どうしたつてこれは実施、実現の正しい効果は生まない。むしろ逆効果を生むであらうといふことを警告し、予言して私の意見を終ります。

○安部委員長 ただいま御意見を御開陳くださいました小林健治君、戒能通孝君、布施辰治君に御質問なさる方々は、この際御発言をしてください。

○田嶋好委員 ちよつと私から布施さんに對して一言お尋ねしたいと思ひます。非常にうづな御意見を承りまして参考になつたのでありますが、あなたが冒頭に述べられました言葉の中に、法廷闘争というものは、私が言ひ出したと、法廷闘争ということにおいて議論が進められたようでございますが、法廷闘争という言葉の発案者と申しますか、初めてつくつたお方と申しますか、どういふところからそういうお言葉が出たのでございましょうか。

○布施公述人 お答えいたします。これは戒能君によつても公述されましたように、法廷の争いは單なる利害の争いではないのであります。民事で言へば幾らの金をとるか、幾らの金をとら

れるかといふようなことに、実は裁判といふものを理解してよろしいのであります。ところが民事の場合でも、借家争議、労働争議といふものになると、裁判に負けることは生活を破壊されることなんであります。生活を破壊されるかどうか、すなわち生きるか死ぬかか、闘いなんでありまして。こゝいう争いになりまして、その裁判といふものに對して、私たちの強く緊張した氣持、そういうところにある階級闘争といふものの原理、そうして歴史的發展、これらを思い合せて来るとき法廷の、ただある者とある者との間における金銭の取引や、あるいは物件の取引といふようなことではなく、生きるか死ぬかといふような事件を争う場合の争ひは、ほんとうに闘争だといふことを理解してもらいたいといふ意味から、実は法廷闘争という言葉が使われるようになった。刑事裁判においてはなおさらのこと、私はあるときにおいては、一生懸命といふ言葉がある、これをほんとうに裏づけるものは死刑囚の闘争だといふことを言つたことがある。うそを言つたと自分がかかりたいからであります。ここに一生懸命といふ、自分の命をかけての争ひということが形容し得るのである。ほんとうに私は人道主義者として前から立つて来ておるのであります。人道主義の極致は同情にある。同情の極致はその人になるにあると私は考えます。第三者的な同情はまだほんとうの同情ではありません。最も苦しめる者とその苦しみをとにもする、その人になる同情こそ、ほんとうの同情だ、そういう立場から法廷で生きるべく勝つべく闘ふ、その争ひは闘争といふ文字によつて表現される

題を提供して、いろ／＼な法律が出て
いるという状態なのであります。そう
いうふうな非常に大きな役割を果して
おりますために、またそれに対する批
判も非常に強いのであります。アメ
リカにおいては非常に多くの批判がな
されてゐる。特に今申しました出版
に対する侮辱及び労働法上適用される侮
辱に對してはその批判が非常に強い。
憲法上の問題であるとか、あるいは自
然的な正義に反するとかそういう論議
がなされてゐるのであります。にもか
かわらず英米においてはこの裁判所侮
辱制度を廃止するとか、あるいはまた
それを縮減しようという試みがほとん
ど成功してゐないのであります。そ
うしてむしろ裁判所のいわゆる固有
権、裁判所として存立してゐる以上は
どうしても持たなければならぬ権利
として認められてゐると思はれるので
あります。それはどういふ基礎がある
かと申しますと、やはり非常に常識的
ではあります。英米の裁判所が持つ
てゐる非常に伝統的な高い地位、そ
うしてそれに対し民衆が寄せてゐる非
常に強い信頼といふものがやはりこの制
度をささえてゐる基礎であると思は
れるのであります。

ありまして、この制度は採用した方
がよいというふうな思ふものでありま
す。そうして今留保しました不満とい
うのは、この制度が非常に危険である
という点もむしろあります。むしろ
裁判所侮辱法を採用するならば、もう
少しいふやうな英米法の間接侮辱的な
ものも考へてみてはどうかというふうな
不満なのであります。そういう意味
で従来の反対説とはまったく違つた立
場に立つと思はれるのであります。そ
こで時間の関係もありまして、その
理由を簡単に申し上げますと、本法に
對する反対説はいろ／＼な点があると思
ひますが、要して二つのものにわ
けられると思ふのであります。

一つは裁判所の威信を守るといふ
がら實質的には非常に不信を招く制度
である。従つて有害にして無益である
という批判反対論であると思はれるの
であります。むしろこれに對して私も
決してそんなことはできない。なるほど
一理ある議論であると思はれるのであ
ります。英米の人たちの中にも、そ
ういふ議論をしてゐる人が相当見受け
られるのであります。しかしその御意見
を今まで聞いておりますと、まづ何よ
りもその御意見を持つておられる人た
ちの考へる底には、裁判官に對する非
常に不信が存在してゐると思ふのであ
ります。むしろ私は日本の裁判官の方
がすべて非常に信頼を置くことができ
る人であると思はれないのであります
が、しかし現在の日本國憲法は、司法
権をになうものとして裁判官が国民全
体の信頼を得られる人を予定してい
る。また私が見るところでも、多くの
裁判官の人たちは、それだけ期待し得

る方であると思へてゐるのでありま
す。もちろん非常に鋭い武器は、その
反面みずから傷つけるものであるとい
うことはいうまでもないのであります
。それだけに用ゐる裁判官の側にお
いて十分な慎重さがあることは、むろ
ん要求しなければならぬことではあ
りますが、それはそれとして、裁判官を
信頼するといふ立場に立てば、この制
度はやはりそういう反対論にもかかわ
らず必要なのではないか。私は實際に
法廷を見たことはそうありませんけれ
ども、話に聞き、あるいはまた今日小
林裁判官の述べられたような状況を見
ますと、公正な審理は最も嚴肅な法廷
の場において行はれることが必要じゃ
なからうかと思はれるからであります
。そうしてこの法案が通ると盛んに
用ゐられるといふような非常な危惧
が、反對される公述人の方々の心理に
はあると思ふのであります。これはそ
のような制度としては英米にももちろ
ん存在してゐないので、いわゆる伝
家の宝刀としてある。しかし伝家の宝
刀としてあるに對しては、多くの公
述人の方は、そういう制度であつても
いけないといふことを言はれるのであ
ります。それが、それだけに裁判官とし
ては、非常に慎重さを要求されるので
あります。そういう制度をうしに持つて
裁判官が法廷秩序の維持に當ること
は、さほど反對すべき理由はないので
はないかといふふうに思はれるわけ
であります。そうしてその内容に及んだ
ときには、いろ／＼な制度、ことに裁
判官弾劾制度といふようなものがある
のであります。それに対する保障
はあり得るのではないかといふふうに
思はれるのであります。ことに弾劾と

いうのはアメリカでは相當用いられて
おります。裁判官に對する彈劾とい
うものは、大体この裁判所侮辱の内容
をめぐつて用ゐられてゐるのを見まし
ても、そういう保障方法はやはり相當
有効にとられてゐると思はなければなら
ないと思はれるのであります。従つて
そういうものに對しては、そういう一
応の理由によつてそのように答えるこ
とができるのであります。

それから第二には、すでに裁判所法
にちやんとつた規定があるではないか
。それに対して屋上屋を架するよ
うなことをやる必要はないのではない
か、むしろこれは無用のことであるとい
うふうには言はれる反對論があるよう
に思はれるのであります。これもな
るほどそうではありますけれども、そ
れは御承知のように、裁判所の認め
る、檢察官などを通じて通常の刑事手
続でやるという方法でありまして、い
わゆる英米法の特質である裁判所侮辱
法の妙味といひます。そういうものは
一切奪われてしまつてゐるわけであ
ります。裁判官の面前で行はれた行為
を裁判官独自の判断でその場で押
えつけて、そうして秩序をとにかく維
持して行くといふのが、この制度の本
質に存在してゐると思はれるのであ
ります。まして、そういう意味で、そ
ういふ通常の手續があるからといつて、これが
無用であるとは言えないのではない
か、そういうふうには思はれるのであ
ります。英米においても、もちろんこの
通常の刑事手續による処罰の方法を認
められてゐるのであります。そうい
う二本建になつてゐるのであります。
従つてわが國においても、そういう二
本建にして、場合によつてはこの伝家

の宝刀を抜く、しかしそれには及ばな
いときには通常の刑事手續で行く、そ
れにも及ばないときは警察権の發動に
よつて裁判官みづから押えて行く、
そういう方法をすればよいのではない
かといふふうには私は考へるわけであ
ります。もちろんそのように申しまし
て、日本の裁判所侮辱制裁法という
ものは、この法律がつくられたあかつ
きには、この法律によつて与えられ
るのであります。イギリスでは、この
裁判所侮辱を処罰する権限の基礎とし
て、いわゆる超記憶的な、記憶を絶し
た時代からの慣行であるといふふう
に基礎づけられてゐる。アメリカでは、い
わゆる裁判所固有権といふものでもつ
て基礎づけられてゐる。ところがわが
國はこれのような基礎づけを持たない
点において、英米に比べて問題は非常
に多いと思ひます。そしてまたかえつ
て不審を招くおそれがあるという危惧
も多いのでありますけれども、しかし日
本國憲法が裁判官に對しては非常に
信頼を寄せてゐることは、これはすべ
ての人が指摘してゐる点であります。
たとえば違憲立法審査権を認めてお
るといふことは、行政権に對しては徹
底的な猜疑の念を持つに對して、裁判
官を非常に信頼するといふ立場に立つ
てゐる日本國憲法から見ても、そのよ
うな権限を与えるに値するものではな
いか、そういうふうにも考へるもので
あります。大体これが私の賛成論の概
要であります。

それではどういふ点に私の不満が存
するかと申しますと、これは最初に英
米法の概要を申し上げましたように、
いわゆる英米法の直接侮辱のみを取上
げてゐるのであります。またそのみ

がやはり当面の対象とされたようにも思われるのでありますが、私は裁判所侮辱制裁法という非常にいかめしい名前の法律が出る以上は、英米のいわゆる間接侮辱的なものをそこにまた考慮する余地があるのではないかと、そういうふうにも思われるのであります。なぜならば一面においてこのように狭い制度をとつて行くということが、何か裁判所侮辱制裁法というものは、ためにするところがあるのではないかと、そういう氣持を一般の人に非常に抱かせている。つまりもつと具体的に言えば、いわゆるある一部の法廷闘争の彈圧策ではないかというやうな意見が一般市中には行われているわけでありませう。そういう意見を非常に抱かされがちである。つまり自由權の壓迫というやうな法律であるというふうに思われる危険性が非常に多いと思われるのであります。そして、そういうことはむしろ裁判所侮辱制裁制度の持つ付随的な点として現われやすいものであります。それだけにアメリカでも反対は多いのであります。が、裁判所侮辱そのものの持つ意味はそういう点にはないと考えられる。従つて現在の法案のように、直接侮辱だけを取扱うとするならば、むしろ裁判所法の改正なり、あるいは裁判所法の増補を行つてやつた方がよいと思ふ。何も裁判所侮辱制裁法というやうな堂々たる單行法をつくる必要はないのではないかと、そういうふうに思われるのであります。従つてその反面として、この裁判所侮辱制裁法をおつくりになるのであります。したならば、むしろその点における若干間接侮辱的な考えを入れていいのではないかと。むしろそれは非常にむづかしい問題であります。

て、ことに出版による侮辱といふものに對しては非常な疑惑を持つわけでありまして、そういうものを入れろといふのではありませんが、少くともこの前ほかの方からも申されました、いわゆる間接強制的な意味をもつていふところの裁判所侮辱といふものが、この中に取入れられて仕るべきではないかといふふうに思われるのであります。これはつとにわが国の民事訴訟法のの學者などが、ドイツの民事訴訟法には間接強制制の手段が置いてあるのに、わが国の民事訴訟法にはないといふことは非常な欠陥であるといふことを申し上げておるものであります。そういうものをお救う意味においても、この機会においてこれがつくられて仕るべきである。あるいは現在の日本の法律を見ましても、たとえば人身保護法などは、この裁判所侮辱がこのような働きをすることを予定したような法規を置いておるわけでありまして。そういう点においても、この機会にこの法案とともにそういう考慮が払われて仕るべきではないか。そういう考慮を払うことは、かえつて裁判所侮辱制裁法の持つほんとうの意味を明らかにし得るのではないかといふふうに私は考えるのであります。そういう意味で、結論を繰返しますと、本法案に對しては、採用されることに私は賛成でありますとともに、なお望めばそういう点が考えられるのではないか、そうしてまたそれが決して不当に働くものではないといふふうに私は考えるのでありまして、ただそれだけの感想に近いような意見を述べさせていただきますことにいたします。

○安部委員長 次に毛受信雄君より御

意見の開陳をお願いいたします。

○毛受公逃人 私は現在弁護士をやつております毛受信雄であります、大正十一年から約三十年間、主として民事を専門としておるものであります。ただいま日本弁護士連合会の常務理事をやつておりますので、今日もこの公逃人としてお呼び出しにあずかつたわけであります。

日本弁護士連合会といはしめては、本法案に對しましてみずからの意見をきめる前に、全国の各弁護士会に對しまして、本法案に對する意見を問ひ合せまして、その研究の結果を報告しておつたのでありますが、各弁護士会とも賛成の意見はありませんので、全部この法律案の成立に反對しておるといふ態度なのであります。弁護士連合会といはしめても、先だつて理事會の決議をもちまして、本法案には反對する、反對理由も掲げまして、各方面へ配付いたしましたわけでありす。その反對理由のおもなる点は、今日も公聴會において最初の公述人でありす末弘嚴太郎博士がお述べになりましたことではば盡きておるのであります。ただいま伺いますと、伊藤助教は、結論において賛成だとおつしやつておりますが、内容を伺つておりますと、われ／＼の立場とまつたく同じだと感じたのであります。と申しますのは、本法案に對する反對論の第一の根柢として私も申し上げておる点は、現在の日本の裁判官の現状に即しまして——こういうことを申し上げるのは遺憾なことでありすけれども、現在第一線に働いておられる裁判官に對する國民の信頼——國民と申しますとはなはだ漠然となりますが、私も多年弁護

士として法廷に出まして接触しておりますものの中から見ますと、むろん信頼すべき裁判官もおりますけれども、概して第一線の若い裁判官は信頼ができませんというのを申し上げなくてはならぬのはなほ遺憾とするところでありますが、伊藤先生は、ただいまわが国の新憲法が裁判所を非常に地位の高いものに認めた、その地位が高かるべき裁判所であるから、この侮辱制裁というくらいのおしやられるのは当然のことのようにおしやられるましてが、私どもの見る裁判官は、憲法では相当高い地位を与えられておりますけれども、現状ではこの憲法の与えておる高い地位に相当しておるかどうかという点について、非常に疑問を持つのであります。ここが抽象的な御意見と、具体的な現状に即した意見とのわかれるところだと思えますけれども、本法案に御賛成だとはおしやりながら、やはりそういう反対論がある、しかししてその反対論にも一部の理由があるというところをお認めになつておりますお立場を伺いますと、われ／＼同じ意見になる、こう私は感じたのであります。裁判所侮辱制裁法が目的としておるところの、裁判所の権威を確立して、そうして司法の円滑な運用をはかるということの必要であることは、申し上げるまでもない。この点についてだれ一人反対する者のないことは、疑う余地がないのであります。その方法として本法案のごときものを制定することが、今日のわが国の裁判所の実情に照らして適切であるかどうかというところが問題なのであります。私は英米法における裁判所侮辱制裁というものについてよく知りません。それ

から近時法廷におきまして訴訟関係人が多数の威力をかけて故意に裁判官の命令に反抗したり、審理を妨害したりしている事件が頻発しているというところも、新聞紙上で見たたり、あるいは人の口に聞いたりしますが、実際その面にぶつかったことがありませんので、実情を存じません。その点は御了承願いたいのでありますが、しかし私の聞いている範囲におきまして、そういう事態が頻発しても、それを処理するのの道は、今日裁判所法の七十一條ないし七十三條の規定によつて取締り得るものであると思わざるを得ないのであります。裁判所がみずから特別に独自の制裁権を持ちまして、そういう不穩のことに申しますか、これをみずから取締るということは、そういう不穩の徒に対する矢面に立つて争うことになり、これはこの侮辱制裁法の庶幾している司法の円滑な運用ということをしる妨げこそすれ、摩擦抗争をますますはげしくするのみであつて、円滑な運用を望めない。なぜならば、故意に裁判官の職権の行使を妨害する者は、本法案で認めているような制裁の程度で室息すべきものではあるまいからであります。ます／＼それを適用いたしました、彼らの闘争の宣伝に供せられる危険が十分にあると思うのであります。私どもは根本において裁判所の威信を發揚し、これを保持するということは、裁判官その人の問題であると考え。わが国の裁判官の現状が、英米の裁判官の現状と非常に径庭のあるということは、遺憾ながら認めざるを得ぬのでありまして、裁判官にその人を得るという方向に、われ／＼法曹関係の者は十分努力を加えなければいけない

と思う。先ほど末弘博士からは、裁判所の待遇は現状で十分であるというように承つたのでありますが、私どもが見るところによりますれば、第一線に働いておる裁判官の待遇は、現在なお非常に悪い。裁判官にその人を得、人材を得るといふ上から申しますれば、もつと待遇をよくしなければならぬ。裁判官にその人を得ることができれば、侮辱制裁法のような、こういう裁判官に権力を与え、その権力によつて裁判所の威信をつなぐというよう、なことを考えなくとも、国民の信頼と尊敬の上に裁判所の威信というものは十分保たれて行くものである。さらに現在施行されて行く裁判所法の七十一條ないし七十三條の活用によつて、故意に妨害する者に対しては十分取締り得る。そこで私怪訝にたえませぬのは、法廷でそういう不穩な事態がしばしば発生したのかかわらず、何ゆえ之が檢察庁が七十三條の発動について非常に怯懦であり、躊躇しておる傾向が見える。これはとも司法権の威信、円滑なる司法の運用に志す法曹として非常に遺憾であると考えざるを得ないのであります。今日まで聞くところによりますと、鳥取県の米子支部におきまして、わずか二件ばかり七十三條により告発した事件があるやうであります。その中の一つは無罪となり、一つは他の罪名とともに懲役六箇月に処せられた。こういう事件が今日まで二つあるだけでありまして、その他、各地方の法廷におきましてひんひんとして伝えられるいろ／＼な場合に対して、檢察庁が審判妨害罪の起訴権を發動したという事実を聞かないのであります。これは檢察庁も、あるい

はわれ／＼弁護士という在野法曹の立場をたしなめて、ともにみずからの努力によりまして、法廷の威信を保つことに努力すべきはもろんであります。が、こういう裁判所侮辱制裁法のごとき法律の制定によつて、現在の裁判官の威信を保たんとすることは、その根本において誤りがあるといふことを申し上げて、私の意見を終りたいと思ひます。

○安部委員長 次に塩谷信雄君より御意見を承ります。

○塩谷公述人 私は總評の塩谷信雄であります。働く者を代表いたしました。権力をもつた権力の行使を可能にするという考え方は、最近の改正法においては非常に顯著に現われつつあるのではないかと、これはきわめて非民主的な傾向ではないかといふことをおそれるものであります。高い民主的な思想の基礎の上に、法治国の理念が徹底した国において初めて、高い弁護士の地位や裁判官の地位、信頼が保たれておると私は考えておるのであります。が、わが国におきましては、御承知の通り新しい体制を取入れることに非常に急でありました。今日わが国の国民の民主化の度合いといふものは、きわめて低いと言わざるを得ない。私は思うのであります。つまり組織的にはある程度民主化された形式を採用いたしてお

りますが、運用する人の面において、それにふさわしい程度にまで高まつておらない、民主化が徹底しておらない、このような段階であると私は思うのであります。最近政府はこのやうな段階において、わが国の実情に即さないという理由をもつて、民主的

な諸法律を次ぎ次ぎに修正しようという準備を進めておるのであります。が、私は特にこの裁判所侮辱制裁法という法案も、この一連の流れの考え方を代表しておる法案であると言わざるを得ないのであります。私は昨晩遅くようやく公述人に出ることを承知いたしましたものであります。で、詳細なことにつきましては省略させていただきます。と思ふのであります。が、裁判所の威信を保つたり、法廷内における秩序を保つという点につきましては、私はその必要性を痛感したものであります。当然われ／＼といえどもこれに何ら反対すべきものはないのであります。が、しかしながら先刻来の公述人においで示されたように、これにはすでに裁判所法のしかるべき条文がある。七十一條から七十三條には明らかに規定がある。もしこの規定が不十分であつて、どうしてもこのような法案を提出せざるを得ない、法律をつくらざるを得ないといふのであるならば、裁判所法の修正をどうして提案されないのであるか。私はこの点非常に了解に苦しむ、技術的にまづた不可得であるといふことはうなずけないものである。であります。私も最近の事例に

おいて、裁判所の裁判、あるいは裁判官の職務の執行が特に妨害されたりいたしまして、必ずしも円滑に行つておらないといふことを聞いてはおるのであります。が、このような点については、先ほど御指摘がありましたように、裁判官その人にはたして人を得ておるかどうかという点が、日本の民主化の度合いとともに、さらに考えられなければならない。憲法においては多く裁判所に期待をかけておる、信

頼をかけておるといふお話はあります。が、この憲法を、今日わずかに五年か六年のうちに改正しようというやうな思想の混乱しているやうな状態のもとにあつて、裁判官といえどもその国民の一人たるを免れないのであります。従ひまして、私は今日外国においてこの種の法律がある、英米等においてその例を見ていることは、これは確かであります。けれども、これをもつてただちにわが国適用するということ

は、決して時宜を得ておらない。わが国においてはさらにさらに一層ゆるゆる民権の自由についてこれを伸張させる育成の途上にあると私は思うのにかかわらず、このような権限を裁判官に与えることによりまして、自由権が大きな侵害を受ける危険性があると考えるのであります。つまり権力をもつてま

さに権力を行使せんとする警察国家的なにおいがいたすのであります。高き人の信頼の上に立つて、裁判の公正と威信が保たれるという方向にわれわれはさらに努力して行かなければならない。権力をもつて押えることなくして、努力する方法は十分あり得るのであります。現に憲法に保障せられたところの法律の規定によつて制裁の処置もできますし、権威を保つ方法も明定されておるのであります。が、その方法によつてもし不十分なりとすれば、その方法をさらに是正する態度をとるべきであらうと考える次第であります。簡単にあります。が、私の公述を終ります。

○安部委員長 ただいま御意見を御開陳くださいました伊藤正巳君、毛受信雄君、塩谷信雄君の御三人に對しまして御質疑はありませんか。猪俣浩三

君。

○猪俣委員 伊藤先生にちよつとお伺ひいたしますが、それはあなたの結論を確めておきたいと思ふのであります。この提案せられましたところの法案は、直接侮辱だけで、間接侮辱はない。で、得べくんばそれを入れてもらいたいという御希望があつたことはたしかに承りましたが、それを入れないくらないならば、現行の裁判所法の七十一條ないし七十三條を改正したらどうかというやうな御意見もあつたかと考える。そこで結論として、今出されておるものは間接侮辱は入つておらぬ。入つておらぬこの裁判所侮辱制裁法に御賛成であるのか。入れないやうであるならば、今の裁判所法を改正した方がよいという御意見でありますか、それをはつきりさしていただきました。

○伊藤公述人 その点お答えいたしました。私はもしこれで間接侮辱が入らな

いとして、で、得べくんば裁判所法改正あるいはまたその増補にしたいだいた方が適當ではないか。しかしもしそれができなければ、むしろこの法案のままでさしつかえないと思ひます。

○製本委員 伊藤さんに伺ひたいのであります。あなたのさつきの議論の前提の一つといたしましては、現在の裁判官が信用に値するといふことが一つ的前提になつておる。これはあなたが實際裁判に参与されまして、あるいはある程度の知識をお持ちになつての結論なのか、それとも、まあ大体信用できるのだらう、憲法でもこういうやうに裁判官を高く待遇しておるから、。そういうところから今のやうな御

議論が出て来るのか。そこをひとつ伺いたいと思います。

○伊藤公述人 その点お答えいたします。むしろその点で私が現在の裁判官に全幅の信頼を置いているというわけではございません。しかしただいままでの多くの公述人の方々の御意見を聞いておりますと、どうも裁判官はまったく信用のならない人のように皆さんが思われているような気がしてならないのであります。私はむしろ大学を出てまだそれほどたつておりませんし、裁判官の実際にタツチしたこともないので、長らく実務に携わつて来られた方に比べますと、私の言うことは机上の空論かもしれないのであります。が、しかし私の知つておる範囲の中では、裁判官は多く信頼ができるように思われるのであります。しかしそれも非常に狭い範囲であることは言うまでもございせん。それからなお、裁判官の侮辱などをとりよしも、裁判官の人格の陶冶がまず第一条件であるというところを皆さんがおつしやいました。なるほどそうであるとは思ひます。裁判官の人格の向上なくしてはこの制度は生きないという事は言うまでもないと思つておりますが、しかしそういう人格の陶冶に励んでいただくと同時に、こういう権限をその背後に持たせることは、決して私はそう不当なものではない、こういうふうに考えるのであります。

○梨木委員 私は先ほど末弘さんに伺つたのでありますが、裁判所侮辱制裁法によりますと、これはその場で逮捕できる、これは憲法との法律解釈はどういうふうになつておりますか。

○伊藤公述人 その点私は憲法学者で

もありませんので、はつきりしたお答えはできませんが、あの憲法は現行犯であればとらえてもいい、逮捕状はいらないという規定を規定していると思ひます。それで御質問の趣旨は、これは犯罪ではないから現行犯に入らないではないかとおつしやいます。それは犯罪ではないかもしれませんが、憲法は犯罪である場合ですら、現行犯であれば逮捕状はいらないのであります。そういう場合、裁判官の目の前で行われることで、裁判官は実際令状を出す権限を持っていますから、当然憲法の趣旨からいつても、憲法の厳密な文字解釈では問題はあるかもしれませんが、憲法の趣旨は現行犯で悪いことをしたのは逮捕状はいらないと考へておるのであります。そういう意味で現行犯は犯罪であるから、犯罪でない、いくら悪いことをしておる者でも、これがいくら現行犯であつても犯罪でないから、逮捕状がいらないという解釈は出て来ないと思つております。

○加藤(充)委員 あなたは法学部の助教授でいらつしやるからお聞きするのですが、今の言葉の中に、法律の文字通りの解釈によれば問題はあるかもしれないが、あなたは法学者として法律の文字上の解釈によれば疑義があるというふうな問題について、結論をくだしてもいい、そういう方法論と立場をもつたのか確かめておきたい。

○伊藤公述人 その点若干誤解があれは訂正したいと思つてますが、何も法律解釈はいわゆる厳密な文理解釈に限るといふわけではないと私は考へているのであります。いわゆる類推

解釈もあれば反対解釈もあるわけであります。現行犯という文理解釈が犯罪だけを限るといふふうな解釈すべきものでないとは私は考へるものであります。従つて何も文理解釈にあるものを、あえてこじつけて解釈するのはいかといふわけではむしろありません。

○加藤(充)委員 憲法の基本的な精神なり態度と立場というものは、基本的な人権の保障という精神だと思つて。現行犯をいかに解釈するか、それも文字通りの解釈ではなくて、類推解釈もあるといふようなところまで拡張されても、それはその人の立場で自由かもしれない。憲法の一大原則と精神、こういうものと比べると現行犯といふ問題とをどういふふうな持つかといふ問題は質的に違ふと思つております。従ひまして憲法の規定解釈、そういうもので現行犯のところを問題にしました。現行犯といふ規定の裏には、やはり基本的人権の保障という大眼目が裏づけになつていゝと思つております。こういうものをちよこま引用された人なんかすると、まったく文字通りの解釈、文字通りの拡張類推主義、こういうきわめて権力的なものになりやういふ、あなたの態度と方法を私は危惧するのであります。その点についてひと

○伊藤公述人 その点であります。私が拡張解釈あるいは反対解釈と申し上げたのは、何も憲法の基本的人権についてではなく、御質問が法律の解釈そのものについてであつたと思つたから。お答えしたのであります。私はむしろ憲法の第三章に規定してある基本的人権についてはつまらないものを書い

たこともありけれども、厳密に守ることは当然であります。従つて現行犯の問題でございまして、私はつきり覚えておりませんが、昔刑事訴訟法で何か現行犯を非常に拡大した規定を置いておつたように思ひますが、それを拡大していいかどうか、これに對して私は非常に否定的でありますけれども、現在この法案の問題になりますと、現行犯、これは犯罪でないからといふと犯罪でない、いかに小さなものであつても犯罪でない、法律上犯罪とされておらないからといつてこの憲法の規定がいらないといふことはおかしいと思つております。これは現行犯をどういふふうな現行犯といふ問題を現行犯でないものを現行犯といふ解釈をして、逮捕状なしにとつてかまへるという事は、これは越権だと思ひます。しかしこの裁判所侮辱の場合には、そういう解釈の仕方とは質的に異なるのではないかと、いふふうに私は考へておるのであります。

○加藤(充)委員 あなたは法律学者でいらつしやるのでありますが、あの現行犯の問題で、実務上とりわけ弁護士の人たちの間から、あるいはあの被害者の間から、いわゆる現行犯の不当な拡張解釈、従つてまた緊急逮捕といふような事実が非常な職権の逸脱、濫用ないしは基本的人権のきわめて著しい侵害として、昨今問題になつていゝ事実をあなたは御存じですか。

○田嶋(好)委員 議事進行について、あとにまだたくさん公述人が控えております。加藤君の発言の趣旨はちよつと脱線いたしておりますから、そこを整理していただくかと思ひます。梨木君の発言に端を發し

て、人権問題に入つておりますから……。

○安部委員 たいだいま田嶋君の御意見見もありますが、加藤君どうですか。多少侮辱法に関する問題の本質からはずれておるような点もあると思ひますが、もう少し簡単にお願いできませんでしょうか。

○加藤(充)委員 結局現行犯並びにその逮捕手続についての解釈論、それから同時に手続論について、裁判所侮辱法との関連で私は質問しておるつもりであります。先ほどからもそういうような現行犯の解釈、並びに逮捕手続、それが梨木委員からの発言に端を發してそこで行つてしまつたのであります。行つてしまつた原因の中には、どうも私は現行犯といふものをどういふふうな解釈できるかといふ点から考へた態度と方法で、基本的人権の保障といふことがきわめて憂慮される状態において侵害される。そういう侵害の憂慮すべき事態を、あなたの発言なり態度なり方法なりから見受けたので質問したのであります。

○梨木委員 先ほど伊藤さんの発言の中に、たとえば東京地裁の小林判事さんからの陳述の中で、ああいう状態だとやはり裁判所侮辱制裁法が必要だといふ感想を漏らされました。私はあのときいろ／＼質問するつもりでおつたのですが、いつの間にかおられなくなつてきたのであります。あの事例であげられておるのは終戦直後の事例であります。それで私たちは大体に社会の縮図だと思つております。社会でいろいろ混乱があればそれがそのまま法廷に出されて来るわけですから、いろ／＼急

て、人権問題に入つておりますから……。

○安部委員 たいだいま田嶋君の御意見見もありますが、加藤君どうですか。多少侮辱法に関する問題の本質からはずれておるような点もあると思ひますが、もう少し簡単にお願いできませんでしょうか。

○加藤(充)委員 結局現行犯並びにその逮捕手続についての解釈論、それから同時に手続論について、裁判所侮辱法との関連で私は質問しておるつもりであります。先ほどからもそういうような現行犯の解釈、並びに逮捕手続、それが梨木委員からの発言に端を發してそこで行つてしまつたのであります。行つてしまつた原因の中には、どうも私は現行犯といふものをどういふふうな解釈できるかといふ点から考へた態度と方法で、基本的人権の保障といふことがきわめて憂慮される状態において侵害される。そういう侵害の憂慮すべき事態を、あなたの発言なり態度なり方法なりから見受けたので質問したのであります。

○梨木委員 先ほど伊藤さんの発言の中に、たとえば東京地裁の小林判事さんからの陳述の中で、ああいう状態だとやはり裁判所侮辱制裁法が必要だといふ感想を漏らされました。私はあのときいろ／＼質問するつもりでおつたのですが、いつの間にかおられなくなつてきたのであります。あの事例であげられておるのは終戦直後の事例であります。それで私たちは大体に社会の縮図だと思つております。社会でいろいろ混乱があればそれがそのまま法廷に出されて来るわけですから、いろ／＼急

て、人権問題に入つておりますから……。

激な時代の移りかわり、これがつまり社会の縮図として現われて来るわけだ。日本の裁判官はいまだ民主的な訓練を受けておられない。だから一応こゝで被告人やあるいは弁護人、あるいはその他訴訟関係人の従来の態度をそのまま維持して来る裁判官に対しては一つの反発が起つて来るのです。私たちは弁護士として実務法廷に立つておりますけれども、非常に厚顔な裁判官も、そんな非民主的なことではいけませんよといつて、われわれの行動を通じて、裁判所に自覚してもらふような行動をやつておると、非常におとなしくなつてしまふ。これはいろいろ経験しておるし、また實際個人的に裁判官がわれわれに漏らされる感嘆を聞いております。私は共産党の人間でありますが、共産党の諸君でもいろいろ勉強させられることがありますよと述懐しておる。ことにこういう混乱期、まだ一つの正常な形に社会がなつておらないときにおきましては、やはりこういう権力的なものによつて、一つの法廷の秩序を保とうというやり方よりも、やはり摩擦とか混乱というものを、ある程度寛容な気持ちで維持して行くやり方がよい、こういうように思うのであります。これは私の意見になります。それらのことを通して、もし御意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。

○伊藤公述人 別に今の御意見に對しましてはありますが、もし私の裁判官に対する認識が不十分であれば、その点を指摘されればそれまでなのであります。実は私はそういうことはよく知りません。

○田嶋(好)委員 ちよつと毛受さんにお願いいたします。先ほど御発言の中でお毛受さんは、日本弁護士連合会の常務理事として、全国の弁護士からの反対意見をこゝでまとめて申し上げます、こういうような御発言であつたと思ひます。全国の弁護士の反対意見というものは、具体的にお述べになつていらつしやらないのであります。具体的にひとつ、どういふような意味で全国から反対があつたか。たとえば、あまりこまかくできないかと思いますが、名古屋ブロックとか、大阪ブロックとか、広島ブロックとかあるでしよう、そういう面をひとつ……

○毛受公述人 答えをいたします。全国の弁護士の意見を結集してこゝで申し上げる、と申し上げたわけではなくつたのであります。日本弁護士連合会が本法案に対する態度をきめる参考とするために、各地方の弁護士会に、本法案に対する意見の回答を求めたわけでありまして、回答を受けた限りにおきましては、全部が反対の回答であつた。その内容について御質問でございまして、各地方別に申し上げますが、参つております意見は、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、千葉、横浜、和歌山、新潟、京都、静岡、仙台、大阪、函館の各弁護士会、かようになつております。大体反対の理由としてあげられておりますことは、本法の制定の目的とする司法の円滑なる運用のための方策としては、裁判所法の七十一條、七十二條、七十三條の活用で十分だといふことが一つの理由であります。それからある弁護士の意見としては、本法は私問主義に逆行するものであるからいけなしいといふ反対、それから少数の意見であります。

すが、憲法に違反する疑いがあるといふことを加えておるのがあります。要するに總括して反対理由を一貫しておるものは、裁判所法七十一條ないし七十三條の規定で十分である、それ以上は本法案のごときものをつくる必要はないといふのが、各地方のほとんど一貫した意見であります。

○佐竹(晴)委員 伊藤氏にお尋ね申し上げたいと思ひますが、この法案に書いてあります例の監置、この監置は刑罰ではないと提案者も御説明になつておりますけれども、しかし自由を拘束するにいつては、これはまったく同一だと思ひます。名前がかつただけであつて、名前をかえてやれば、いかに自由といへども、どのようにでも拘束できるものであるという根拠は、一体どこにあるか。監置と拘留との本質的な區別をひとつ承りたいと思ひます。御承知の通り、監置は刑罰でないとおつしやるけれども、拘留には拘留といふ規定があります。拘留と監置とどこが違ふか、その人のからだを、その人の自由を拘束する上において、ちつともかわりはありません。しこつして刑罰を科するに、刑事訴訟法の手続をふんでいなければなりません。これは憲法の保障するところでありまして、その手続を経ないで、名前をかえたならばいつでも自由にできるといつたような、そういうたような規定を設けることは憲法違反ではないか。つまり監置制度といふものは憲法違反ではないかといふのであります。いま一つ刑事訴訟法の手続の上において勾留処分といふものがあります。これは刑罰の拘留でなしに、刑事訴訟法の手続上の勾留といふものがいま一つ別途許されて

おります。これといわゆる監置との間に何か相違があるか、本質上の差異があるといふのか。私どもの考へるところによれば、いわゆる自由を拘束するものは、これはやはり拘留です。刑事訴訟法上の勾留でも、刑罰の拘留でも、人の自由を拘束するといふ点については、これは違ひはありません。しかも、その自由を拘束するといふことは、必ず犯罪を前提としたことです。犯罪なきところに刑事訴訟法上の勾留もできなければ、刑罰を科してその自由を奪ふことも許されません。しかるに名前をかえて、監置といふ名前をもつてすれば、それは自由にできるといふことであります。将来人の自由を拘束するにいつては、名前をかえれば、裁判所以外のものでも、人の自由を自由に拘束することができるといふ、そこに根拠が生れて参ります。そうすると、いふことになると、これは憲法上ゆゆしき一大問題が起るのじやないかと、私も懸念をいたしますが、その私どもの疑問に対する法律研究家としてのあなたの所見を承つておきたいと思ひます。

○伊藤公述人 ちよつと初めの方を聞いておきますと、私がこの法案をつくつたようなことではあります。私は全然この案を知らないのではありません。私はむしろ、それが監置といふ名前であらうと何といふ名前であらうと、事は事實が問題になつておると思ひます。つまり、實質的にやはりそれが刑罰に當るやうなものであれば、憲法上の問題になると思ひます。しかしこれが、あるいはこの作成者の方の御意見でもあらうと思ひますが、犯罪に対する刑罰でなくして、いわゆる秩

序列が主であるといふ意見をとつておられると思ひます。またこれは「百日以下の監置若しくは五百円以下の過料」といふのであります。そういう秩序罰たるのわくは逸脱しておらぬのではないかとはいふに思ひます。でありまして、私はむしろこの案をつくつたわけでも何でもありませんので、そういう点については詳細な御説明はできませんが、私はそう解釈することによつて、これはやはり憲法違反ではないといふ意見を持つわけでありまして、

○安部委員 ほかには御質問ありませんか。それではどうもありがとうございます。

次に戸石和外君より御意見を承ります。

○石田公述人 最高裁判所事務次長石田でございます。結論的に申し上げます。申すまでもなく私といたしましては、この法案には全面的に賛成でございます。いなむしろ最も時宜に適した立法である、敬意を心から払つておる者の一人でございます。その詳しい理由につきましては、午前中東京地方裁判所の小林判事が、実際に裁判に携わつておる、にじみ出るやうな体験から詳しく御説明いたしましたので、大体私の申し上げようと考えておりましたことも、ほぼ同様でございます。で、詳しいことは避けまして、三私の立場から蛇足をつけ加えてさせていただきます。

裁判所が国民から付託された使命は、せんずるところ厳正な法の適用によつて、公正な裁判をするといふことであるかと思ひます。このためには、あるいは裁判官の地位の保障、司法権の獨立の規定、あるいはその責任

を追究する意味においての裁判官彈劾法、分限法等の制定があります。裁判所法が新しく足立いたしましたから日なお浅いのでございますが、国会その他の御支援を得まして、着々と理想に向つておの／＼の制度が整備しつつあると確信いたします。先般特に裁判官の待遇等につきまして、特別の御考慮を願つたこともその線に沿つておりまして、裁判所の職員といはしめても、自発的に質の向上、裁判官のみならずその他の職員の質の向上といふことに、着々努力をいたしておるわけであります。

ところで今問題になつております現下の急務は、法廷の秩序維持の問題でございます。裁判が民主的になり、訴訟手続も当事者主義が徹底して参りますにつれて、法廷の秩序維持と云ふことは、きわめて緊要なことでございまして、秩序の保てない法廷で公正な裁判を期待することが、はたして安当でありましようか。このことは古今東西を問はず、また国柄のいかんを問はず、法廷は神聖の場所として靜謐に審理が行われなければならぬという事は、これは論をまたぬところであります。しかれば法廷の秩序はいかにすれば維持できるかという点であります。が、原告、被告、弁護人、証人その他の関係人、傍聴人、すべてが裁判長並びに裁判所に協力することが期待できますならば、何ら裁判所侮辱制裁法というような制度も必要ございませんまいし、また審判妨害というような規定もありませんまいが、遺憾ながら現実には決してさうではないのでございます。しからば法廷の秩序はだれが維持して行くかということになりますれば、申

すまでもなくこれは裁判所であり、裁判長でなければならぬわけでありま
す。午前中ある方の御意見といたしま
して、その權威を持つに値しない者に
權威を持たせて、裁判官がさような權
限を發動するようなことになる、非
常に妙なことになるというふうなお言
葉がございましたけれども、これは裁
判官が自分の地位を守る、そういう制
裁法を背景にして安きについて、自分
だけの安全を守るという趣旨の誤解で
はないかと思ひます。要するに目ざす
ところは、法廷の秩序維持ということ
にあるわけでございます。終戦前私も
約二十年間法廷で裁判に従事したし
た経験がございますが、終戦前にお
きましたは、ほとんどかようなことは
問題にならなかつたのでございます。
終戦後今日に至るまで非常に法廷が混
乱するという状態になっております
が、これはいろいろ原因はあると思ひ
ます。あるいは一般の道義の廢頽、あ
るいは民主主義のはき違え等、また午
前中ある方から、その責任は要するに
裁判官にあるのだ、裁判官が弱体であ
るからだというような趣旨のこともご
ざいました。いかにも中にはさような
こともあるかもしれませんが、しかし
裁判官がいかに苦勞をして裁判を運行
しているかということは、午前中小林
判事からも衷心吐露しましたような次
第でございまして、かりに完全な理想
的な、裁判官が臨みましても、特に秩
序を破壊しよう、法廷を混乱させよ
う、また裁判官に対する評価を引下げ
ようというような意圖のもとにいろ
いろな言動が行われますならば、いか
なりつばな者が裁判に従事しまして
も、法廷の秩序を維持することはむず

かしかりうかと思ひます。釈迦に對しても、キリストに對しても、孔子に對しても、いろ／＼な欠点を上げつらつてこれを誹謗するならば、それも不可能ではないと考えるのであります。裁判官がその力がないのだ、また今のよ
うな程度の裁判官には、さような権限を認める必要はないのだというふうなことを言つておりましたのでは、一体いつになつたら、そういう理想的な時代が来るのでありましようか。

前置きはその程度にいたしました。私は裁判所法七十一條ないし七十三條の規定で、裁判官さえしつかりすれば十分秩序を維持できるという御議論に對しましては、それは事実から見ますと的をはずれておる御議論だと思ひます。まずそれには最近の法廷の混乱狀態がいかなる程度のことであるかということを十分認識を得たいと思ひます。午前中も出しましたが、ある弁護士の方から、ある雜誌に國争の事例なんかないんだということが載つておつたという御発言があつたようでございましたが、事實はまつたくそれと相違しております。最近のいろいろな公判國争の事例を事務局の刑事局で整理をいたしてみたのであります。これはすべてではございませんが、手に入つた數十の事例につきまして多少分類的に整理をいたしたのでございます。時間がございせんから、ごく一端だけお耳に入れておきたいと思ひます。まず法廷において裁判官、檢察官その他訴訟の關係人に対して、脅迫、罵倒または侮辱的な言動が再々なされております。たとえば午前中にも小林判事かにも全園各地にございます。反動裁

判官というふうなことを言つた被告もおります。それから被告人の一人に退廷を命ずるや、他の被告人はこも／＼立つて、その不当を鳴らして、彈圧だと稱して裁判長の發言禁止に従わないので、結局被告全部を退廷させたという事例もございます。あるいは裁判官に對し被告人が、検事の手先となるなというふうな放言をいたしましたり、あるいは法廷のガラス窓から審理中の法廷内をのぞく法廷外の傍聽人に対し、裁判官が注意を与えると、冷笑をもつてこたえた。あるいは裁判官が秩序維持に關する注意を促すと、悲しがるなど發言した。あるいは一般傍聽人から發言をいたしましたので、それを禁止しましたところが、一般傍聽人に發言を許さないということを攻撃する。さうな事例は枚舉にいとまありませんから簡単にとどめますが、傍聽人が被告人を激勵するために、審理中あるいは被告人の入廷に際して、拍手、声援、助言あるいは握手をするというふうな事例も多々ございます。それから開廷中労働歌、革命歌を高唱する、あるいは開廷中法廷外からさうなことをするという事例もございます。裁判長の訴訟指揮權の行使に對して従わなという事例も多々ございます。それから被告人から不当な發言、不当な行やるとか、あるいはまた弁護人の方が

アジ演説をやつて、傍聴人等の嘲声をいざなうような発言をしつゝ害する、あるいは赤紙を法廷内に持ち込むとか、その他故拳にいとまがないくらいの場合がたくさんございます。しかもこのようなことはきわめて組織的に一つの大家運動としてなされますので、怒号、声援あるいは罵詈謗、あるいは歌を歌うというふうなことで、法廷の秩序の維持どころではなく、裁判官が長時間にわたつて立往生しなければならなく、手の施しようがないというふうな状況でございます。これに對しましてはもちろん七十一條、七十二條その他によりまして発言を禁止し、あるいは退廷を命ずるという措置はその都度とつておるのでありますが、さうなことがとうてい實際に行われない。先刻小林判事が申ししておりましたように、法廷には弱々しい老婦の廷吏しかおらぬということもあります。あるいは警察官が出動して来ても間に合はぬという場合もございます。かような状況のもとに審理をいたしておりますので、これでは公正な裁判を期待することが無理ではないかということは、たれでもがお感じになることだと思つてあります。退廷を命じてそれに従わなかつたというような場合に、初めて審判妨害の規定が発動されるわけですが、この審判妨害の規定では該当しないという場合もたくさんあると思ひます。たとえば多数の傍聴人をある目的であらかじめ入廷させておいて、組織的な不当な行状をする、こうした傍聴人は退廷させることはできませんが、それ以上のことは何もできないのであります。従つて多数の傍聴人があらかじめしめし合せて、各個に次々

に不当な行状に出た場合は、これに対する方法はないのであります。それから審判を終えて裁判官が退廷をしたようにする際には、はなはだしい場合には机の上につけた例等もございませう。あるいは革命歌を歌う、これも審判妨害という規定では処理できないわけでございます。それからまた最も困りますのは、裁判所の威信を失墜させて、その公正を疑わせるような不当な言辭を弄する場合が多々あるのであります。その都度單に發言を禁止し、退廷を命ずることはできませんが、退廷すればそれで何ら制裁がましいことはできません。こういう間隙を縫ひまして、いろいろ闘争が行われますが、これに対しては何ら制裁する方法はない。しかもこれは普通の刑事手続によらなければ審理できませんから、検事から起訴がないと何らこれは問題にならない。検事の方もかりに起訴の問題のほかにさようなことで簡単に問題を起してみても、また新たな妨害の事件が起きるだけで、大体その辺は熱がないのではないかと、今ふに考えられるわけでありまして、今まで審判妨害で起訴を見ましたのはこれまで二つ、これは鳥取の米子にあつた事件でありまして、二件だけあります。二件とも一審では有罪といふことになりましたが、そのうちの一件の方は退廷命令が徹底しなかつたといふことで、二審に行きましてはそれが無罪といふことになりました。

〔委員長退席 田嶋(好)委員長代理 理着席〕

それからまた不当なことをする弁護士さんに対して、何ら弁護士会の方

でも処置をおとりにならない。全然手放しの状態になつてゐるのが今の姿であります。それからなお審判妨害は検事の起訴をまつて初めて問題になるわけでありまして、元來当事者主義が徹底しております今の訴訟手続におきまして、当事者の一方である検察官の方に問題にするか否かといふかきを預けられておるといふことは、むしろ当事者主義といふ点からいつてもおかしいのではないといふふうにも考えられます。これは余談でございますが、要するに七十三条の審判妨害の規定では間に合わないといふのが現状でございます。もう一つの点は、裁判所にさような権限を持たせると濫用をしようまいかといふ御懸念があつたようでございませう。ことにその中で、先刻弁護士会の御意見として糾問主義に帰りはしないかといふ点がございまして、これはまつたく意味が違ひはしないかといふふうに考える次第でございまして、ただ裁判の公正を害するよゝな侮辱的な發言を取締り、さよゝなことがないようにするだけのことでございまして、むしろ願うところは当事者主義の訴訟を徹底して、正当な意見は十分に引き得るといふ平穩な法廷をつくり上げるのが目的でございまして、さよゝな糾問主義化するとか、あるいは法廷内における言論の自由が拘束されるかといふふうなことはございませうのであります。

○田嶋(好)委員長代理 ちよつと石田君に申し上げますが、時間が大分経過いたしておりますので、結論を急いでください。

○石田公述人 大体さよゝなことで裁判官は決して不公平な扱いをするもの

ではないといふ前提によつて論を進めるか、あるいは裁判官はかよゝなことをするかもしれないといふ前提に立つて論を進めるかによつて、非常に議論することが違つて参りますが、要するにきめどころの問題といたしましては、裁判官には不公平なしといふ前提で論議がなされるべきであります。

〔田嶋(好)委員長代理退席 委員 長着席〕

かりにさよゝな不公平な裁判官がございましたら、むしろその裁判官を除く外あるいは弾劾すべきものだと考えるのでございませう。時間もございませうので、この程度で終りたいと思ひます。

○安部委員長 次に宮下明義君より御意見を承ります。

○宮下公述人 私は法務府検務局の総務課長をいたしております。本日申し上げる意見は、法務府全体の意見を代表するものでもなく、また検察官全体を代表する意見でもなく、まつたく私個人の意見とお聞き願ひたいのであります。結論を申し上げますと、私は一点の附加的意見を留保いたしまして、本法案に賛成するものであります。附加的な意見は最後に申し述べることといたしまして、私がこの法案に賛成いたします理由を簡単に申し上げます。

裁判が法廷といふ場で行われる手続であることは、いまさら申し上げるまでもないことと考えるのであります。この法案に盛り込んでおります裁判所侮辱といふものの本質を、裁判官個人に対する侮辱といふふうには考えるべきものでなくして、裁判所といふ場所、裁判官を中心としたしまして、

すべての訴訟関係人がそこに行われております法律及びルールを厳格に守りまして、公正平穩な裁判を遂行すべきところを、これをその法律及び規則を意圖的に蹂躪したとして、司法並びに裁判所の権威を失墜する、害するといふことが裁判所侮辱の本質ではないかといふふうに考えますので、そのよゝな考え方に立つて、この法案を是認いたしておるものであります。

私、最近アメリカに参りました、幾多のアメリカの法廷を傍聴いたしましたのであります。非常に痛感いたしました点は、一人あるいは数人の裁判官を中心としたしまして、その権威を認めまして、平穩、公正に、自由に、權威の中に民主的に裁判が行われておる姿を見まして、現在のわが国の裁判の現状と照し合せて非常に羨望にたえなかつたのであります。もちろんその理由といたしましては、午前中からいろいろ御意見がございまして、その裁判官が高邁驕達の長老であり、その点も多分に影響しておるものと思ふのであります。しかしながら、いやしくも裁判に關係をいたしますすべての關係者が、裁判の權威を認め、あるいは裁判が行われる場所である法廷の權威を尊重いたしまして、その權威のもとに、お互いがルールを守りながら、裁判の手続を遂行して行くといふ気分があふれておるのではないかと、この点もわが国の今の裁判と思ひ合せて十分に反省してみなければならぬ点ではないかと、感じ次第であります。ただ単に裁判官個人に対する侮辱がコンテンプトだといふふうには考えることなく、あるいはこの法案の表題がいけないのかもしれませんが、裁判が

行われる場所である裁判所の規則を破り、その裁判所の權威を失墜するいろいろな行為に対する制裁を定めるものである。一つの手続が一定の場所で行われなければならないこと、これは申すまでもない点と考えるのであります。たとへば国会におきましても、国会法あるいはそのもとにおける厳格な規則がございまして、平穩公正に各種の審議が盡されておるところであります。しかもその根底には懲罰的制裁がございまして、最も重いものは、刑で申しますならば死刑に相当する除名もあるわけでありませう。そのよゝな規則が公正に守られるための最終の担保といふものがなくては、大勢の人が集まりまして、お互いに法律規則を守りながら進める手続といふものは、決して公正に遂行できないと考えるのであります。このよゝな意味合いにおきまして、裁判所につきましても、裁判所の最後の權威を守る裁判所侮辱制裁法といふものが制定されてしかるべきものと考えておるのであります。私職務上、現在日本各地における刑事裁判の事情の報告を受けておるのであります。最近全国的に見まして日本の刑事裁判の前途をはなはだ憂慮しておるのであります。決して一箇所、二箇所の問題ではなくして、全国的に審理妨害あるいは裁判所の權威を失墜する各種の行為が行われておるのであります。このよゝな状態が續きますと、結局裁判所の權威といふものもなくなり、従つてひいては法の權威といふもの地に落ちるのではないかと考えるのであります。民主的な社会におきまして法の權威が失墜いたしました場

合、いかなる状態になるかということ
は、いまさら申し上げるまでもないこと
と考へ、法務府検務局におきまして
は、最近各種の会同等において、こ
の状態に対する検察側の対策等を協議
いたしておるであります。いかにし
て裁判官の法廷警察権あるいは訴訟指
揮権に協力すべきかという問題を真剣
な問題として取上げておる実情でござ
います。このような実情から見まして
も、この法案の成立を心から希望して
おるのであります。さういふ、検察官
が現行法の裁判所法七十三条を少しも
活用しないではないかという御意見が
ございましたので、現在の裁判所法第
七十三条に關係いたします私の意見を
附加させていただきますと思ひます。

石田さんの言われましたように、裁
判所法七十三条の審判妨害罪は、裁判
官が法廷警察権を行使いたしました、
審判妨害をはかるもの、あるいは不当
の行状をするものに対して、一旦特定
の命令を発しまして、なおかつその命
令に従わない場合に、初めて審判妨害
罪となるのであります。ただ不当の行
状があり、あるいは裁判の権威を失墜
する行状がありましただけでは、ただ
ちに審判妨害罪にはならないのであり
ます。従つてそのような事態が起きま
した際に、裁判官が適切にこの法廷警
察権を行使いたしますと、この規定が
使われるわけでありますが、さうい
ふ石田さんが言われましたような各種
の事情がございまして、なか／＼この
規定は使いにくい規定であります。そ
れならば、この七十三条をもう少し広
げて、もつと広い範圍に、使いやすい規
定にしたらよいのではないかとこの御
意見があるかと考へます。この点に

ついては私は反対の意見を持つており
ます。裁判が裁判長の主宰のもとに遂
行されます手続であります以上、裁判
長の意思を無視いたしましたして、派生的
な事件を次々に犯罪なりとして引抜い
て行くといふことはいかげなものか。
むしろその裁判を主宰いたしておりま
す裁判長の意思を反映いたしまして、
その後においてなおかつ犯罪のな行爲
があつた場合に初めて犯罪とするのは
了としたところでありまして、ただ
審判妨害をすべて犯罪としてしまふと
いふ点については、多分の疑問を持つ
ておるのであります。申すまでもな
く、現行法の七十三条は、刑法の公務
執行妨害的な規定であります。裁判長
がある命令をいたしまして、その命令
に従わない、その命令に従つて適当な
措置をとらない場合に初めて犯罪とな
るわけでありまして、本質は公務執行
妨害的なものであらうと考へておりま
す。やはり犯罪として取上げるなら
ば、この程度のものにしておくべきで
はないかといふことを考へておりま
す。なおこの七十三条という規定は、
さういふ石田さんからも御意見があり
ましたように、ほとんど使われており
ません。しかしながら、裁判所における
審判妨害が、さういふお述べになりま
したように二件だけではなくして、こ
れ以外に、裁判長が警察官の派出所要
求をいたしまして、その警察官を使つて
退避せよとする場合に、これに對
して暴行を加えたといふような公務執
行妨害は、その他においても相当数逮
捕し、これを起訴いたしておるのであ
ります。従つて犯罪として取上げる限
度は、やはりこの程度にしておくべき
ものではないか。裁判長の意思にかか

わらず、その手続が進行されておしま
す際に、どん／＼犯罪として引抜いて
しまふといふことは、やはり法廷にお
ける審理の円滑な運用を阻害するの
ではないかといふふうに考へておるので
あります。なお審判妨害を犯罪といた
しておきますと、憲法のいろ／＼な規
定の關係上、検事の起訴を要し、また
厳格な刑事訴訟手続によらなければなら
ないものと考へております。さうい
ふたし、時期がおりません。適
切な処置がでないものであります。検
事といたしましては、本案の公訴維持
のために、極力努力いたすものであり
まして、派生的な事件はなるべくこれ
を避けたといふ氣持が動きますのは
人情であらうと思ふのであります。従
つて御指摘のありましたように、從來
検事といたしましては、この審判妨害
を使う事例は非常に少いわけござい
ますが、原告官として、本案遂行の責
任を持つておりますものといひまし
て、やむを得ない心理状態ではないか
と考へております。そのようなことを
考へ合はせると、裁判所法七十三条を
広めて、これで現在の事態に對処する
といふのは必ずしも賛成できないので
あります。やはり刑罰に出ないで、本
案に盛られておりますような別箇の制
裁という形をとりまして、裁判長の独
自の判断でその制裁を適切な時期に科
して行くといふ形が最も妥當な形では
ないかといふふうに考へておるのであ
ります。

以上の理由で、裁判所法七十三条の
拡張あるいは改正で本案にかゝるとい
ふ意見には必ずしも同調できないので
あります。原案のような形で裁判所
侮辱といふものをせひつくつていただ
きたいといふことを考へておる次第で
あります。ただ私が心配しております
る点は、本案の第二条の实体規定の立
て方についてであります。本案により
ますと、裁判所または裁判官の面前で
審判を妨げ、命じた事項を行わず、とつ
た措置に従わず、その他裁判所の威信
を害する行状をした者といふ形になつ
ております。從來の立法例から申しま
すと、このような書き方をいたします
と、「その他」以上のものは擬制例示、
一つのフィクションとしての例示とし
て解釈するのが普通の解釈でありまし
て、裁判所の命じた事項を行いません
と、反対解釈を許さず、それがそのま
ま裁判所の威信を害する行状になつて
しまふといふふうに解釈するのが普通
の解釈であらうと思ふのであります。
しかもこの「命じた事項を行わず、そ
の執つた措置に従わず」という言葉に
は、何らの制限が設けられておりませ
んから、裁判所または裁判長の法廷警
察権に基く命令のみならず、訴訟指揮
権に基く命令を一切含むものと考へる
のであります。ところが現在の刑事訴
訟法等では法廷警察権、言いかへます
ならば裁判所法七十一條、七十二條に
基く各種の命令だけではなくして、訴
訟手続上のいろ／＼な命令があるわけ
であります。たとえば刑事訴訟規則に
よりまして、証人申請をいたします場
合に、尋問事項書の提出を裁判長が命
ずることがあります。これを提出いた
しませんとその証人尋問の申請が却下
されるわけでありまして、また複雑な証
據の取調べを請求いたします場合に、
証人説明書の提出を命ずる場合があ
ります。これを出しませんとやはり
その証拠申請が却下されるわけであり

ます。また刑事訴訟法によりますと、
検事が主張いたしております以外の事
実が認められるといふような場合に
は、裁判所が訴因罰条の追加変更を命
ずることがあります。これに検事が従
いませんと無罪となるわけでありま
す。このような訴訟手続上の命令が、
訴訟法及び規則の上でたくさんあるわ
けでございまして、それを当事者とい
はしましては、当事者としての確信で
それに従わない場合があるかと思ふ
のであります。必ずしも裁判所の威信
を害するような仕方ではなくて、自分の
確信のもとにそのような命令に従わ
ないといふ場合においては、あるいは請
求の却下を受け、あるいは無罪となつ
て、当事者として不利をこうむるわけ
でございまして、それでいいのではな
いか、そのようなものもすべて裁判所
侮辱となるもののは、少しひどすぎ
はしないか。もしこの二條の書き方が
そのような場合も入るといふふうにな
るならば、その点しるるべく御配慮
を願つて、そのような裁判所の威信を
害する行状であるいは裁判所の威信を
害するような仕方でも命令に従わない
場合でない、單純に自分の信念で、自分
の不利を覺悟の上で命じた事項に従わ
ないような場合は除外されるように御修
正くださるよう適當な御配慮が必要
ではないかといふことを考へており
ます。この点を附加的意見としてつけ
加えまして、本法案の成立を希望いた
すものであります。

○安部委員長 次に江川六兵衛君より
御意見を承ります。

○江川公通人 私は日本弁護士連合会
の事務局長江川でございます。同時に
弁護士であります。先ほど同職であ

り、かつ日本弁護士連合会の常務理事である毛受君から、大体われ／＼の意見が表明されましたから、重ねて申し上げる必要もないと思ひます。また先ほど来約十人になん／＼とする、本案にきわめて関係の深い学界並びに法曹界の方面の公述者のうちで、本法案に絶対的な賛意を表されたのは最高裁判所の石田さんだけで、宮下さんは法務府の代表ではないとおつしやいました。ある意味においては修正を附加して賛成された。また大学の伊藤教授も本法案には御賛成でありますけれども、立法的な立場といたしましては、裁判所法の一部改正でまかなえるのではないかと、特に本法案のようなきわめて重要なものを、裁判所法と両建てで行く必要はないというような御意見に承つたのであります。われ／＼はもとより本法案に対しては全面的に賛成はしかねるのであります。その点は今までの反対意見を述べられた各公述人の申されたところをそのまま引用して、重ねてこれを申し上げる必要はないと思ひますが、ただここで私は、ちよつとわれわれが今まで聞き及んでおりますところの本法案に対する各界の——これはむろん代表意見ではありませんが、御意向をここでごひろうしてみたいと思ひます。

われ／＼日本弁護士会連合会におきましての総括的意見は、今毛受君が述べられました。実は過日秋田市において、五月十九日でありましたか、東北弁護士会連合会の総会がありまして、その席に各弁護士会からそれ／＼の議案が提案されるのでありますが、その際にも、やはり仙台弁護士会から本法案に対する反対建議の件というものがあ

のがありまして、これは結局われ／＼が、先ほど毛受君によつて主張されたような程度の理由をもつて、全会一致をもつて反対である。従つてその意見を強く中央の方へ反映してもらいたいという依頼を実は受けました。先ほど毛受理事から申されましたように、全部の弁護士会からの回答はありませんけれども、これは大体同一の趣旨であるということはおのずから想像にかたくなのであります。また本日は検察庁の方はおいでになりませんが、実は過日われ／＼が最高裁判所の事務当局と最高検察庁並びに法務府の方々にもお寄りを願ひまして、この問題について御懇談を遂げたことがあります。その際にも検察庁の方は、必ずしもこれは全面的な御賛成ではない、相当強い反対意見があるというふうに承つておる。また最近ある筋から入手した情報によりますれば、最高裁判所においても、必ずしも全員一致の御意見ではないというふうにも承られる。こういうふうには、最もこの法案について関係の深い法曹人がそれ／＼異なつた意見を持つておるということ、とりもなおさず本法案がまだ法案として国会に提案される程度に達していない。いわゆる未熟な法案である。もう少しこれは大いに研究をし、そして各界の調整をとつて、裁判所の言われる、石田君の言われるような現状もあるいは一部はありましよう。しかしながらわれわれはこれは必ずしもこの法案によつてのみ救済される問題とも思つていない。その点にも少し時間をかしてもらつて、そして裁判官並びに検察官、法務府、学会、ことに衆議院、参議院の法務関係の方々と十分御協議

を申し上げて、案を練つた方がいいのではないかと。従つて本国会もすでに会期もあますところ数日であるにかかわらず、国民の基本的な権利にきわめて重大な影響を及ぼすような、こういう大きな法案を急遽に審議し、これを通過しようということは、これはきわめて無謀である。

（委員長退席、田嶋好（委員長代理）

今期国会においては、これはこの程度において審議はお打ち切りになつて、来るべき臨時国会あるいは来年の通常国会において十分御検討されるのが賢明ではなからうかと思ふ。これが私の大体の本法案に対する反対と提唱であります。

なお一言ここでつけ加えておきたいことは、これは今までもあり皆さんから御発言がなかつたのであります。私は本法案がかりに通過いたしましたとすれば、この法案の実施にあつてはたして裁判所あるいは法務府が期待されておるような効果が上るかどうかというのを非常に懸念するのであります。これは二つの面から懸念があるのであります。一つは、先ほど私が話がありましたところの裁判官の濫用である。また一つは裁判所がはたしてこの法案によつておのづから十分に科し得るかどうか、いわゆる裁判官の能力について疑いがある。先ほど来本案についての濫用は決してないのだ、また裁判官はきわめて現在の状態において満足すべき状態であるというふうなお話もありましたけれども、これはもう少しお考えおきを願ひたい。東京とか、大阪とか、あるいは名古屋とかいうふうな、少くとも高等裁判所のあるよう

な大きな裁判所所在地ならば、りつぱな人材も集めていらつしやる。従つてこういう法案がかりに実施されることになりましても、われ／＼あえておそれないのではありません。しかしながらこれが全国のきわめて辺鄙な方の、民事もやれば刑事もやる、また非訟事件も扱うというふうな、きわめて閑散な裁判所、そしてまた弁護士の数もきわめて少ないというふうな小さな裁判所、あるいは小さな弁護士会のあるところでは、こういう法案によつて、先ほど石田さんあたりから言われるような保障がはたして得るだらうか。これは先ほど申しました秋田の大会のときにも、地方の弁護士会の諸君からわれわれに対して非常に注意をされた点であります。というのは、例をとるならば、青森とか秋田とかいうような比較的裁判所の数も少いし、また簡易裁判所でありましても、一人の裁判官が一人で二つの裁判所、三つの裁判所をかね持つておるような現状である。そしてまた弁護士の数も簡易裁判所所在地あたりに一人か二人しかいない。地方裁判所所在地におきましても、十人くらいの弁護士しかいないというふうなところもある。ある弁護士に対して、これはけしからぬからというふうなこと、多少感情的に恨みでも持つておるような事態があつたと仮定すれば、それは江戸のかたきを長崎で討つというふうなことで、こういう法律が濫用されるようなことがあり得るか、この点も十分御留意願ひたいという注意を受けたのであります。先ほど裁判官の忌避の問題が出ましたけれども、裁判官に対する忌避制度というものが実際にいどうまゝ行われてい

るかどうか。また忌避の濫用もあるかもしれないが、ほんとうに忌避に値して忌避申立が成り立つて、その裁判官によつて認容されたことがあるであらうか。多くの場合はことごとくこれは棄却になる。結局裁判をした裁判官はみづから公正なりと確信しているものであります。従つてまた本案について、第二条以下の制裁を科するにあたりまして、裁判官はいわゆる被害者の立場にあるから、そこに多少感情が現われて来ることも当然である。そこに法の適正なる運用が期されない憂いがあるのではないかと。これがまず運用についての私の懸念であります。さらにそれでは裁判所がはたしてこういう法律をうまく運用し得るか、裁判廷の審判妨害罪は先ほど宮下君並びに石田君からお話がありました。多少相違はありますが、運用されておるがごとく、またおらざるがごとくである。必ずしもいい結果ではないということとはわかりません。ただ先ほど来説明されたような対象になる事件において、もし第一の制裁に当る行為が現われ、その制裁に当る行為を審理し、裁判する過程において、さらに第二、第三の問題が續出するということはこれは当然なことでもあります。この場合に一体裁判官がはたしてよく冷静を持して、公正に裁判し得るかどうか、この点が私の最も危惧にたえないところであります。先ほどどなたの説でありましたか、抜かざる宝刀という言葉を拝聴いたしました。むろんそういうねらいであらうかと思ふのであります。この法律でできたからといって、抜かざる宝刀で威し切れるものではないのであります。こういう観点からいたし

まして、私は本法実施の効果について大いなる疑いを持ち、また懸念を抱いておるものでありますから、もう少し率直のある、そして適用の可能性のある法律を考えた方がいいのではないか、裁判所法の改正など、もう少し、他單行法にいたすならば、もう少しわれわれの心配のないような法律にしたい、と云うことを特にお願いたしまして、私の公述を終わります。

○田嶋(好)委員長代理 たいま公述されました石田和外君、宮下明義君、江川六兵衛君、以上三人の方に対し御質疑はありませんか。

○猪俣委員 石田氏及び宮下氏の御意見に対しまして、実は多大の疑問がある。しかしここではデイスカッションするのではありません。われわれは皆さんをお招きして、その知照を拜借したものであります。そこに多少の遠慮がありましますから申しません。しかし御議論には、私も多大の割切れないものを持つております。しかしこれはここではやめましょう。ただ私は先般法務事務局を通じて、この裁判所法の七十三条の発動した統計を要求してあつたのです。まだ入手いたしません。きょう石田氏の発言によつて了解しました。これは驚いたことではありません。とにかく法廷の秩序が保たないで困るから、こういういかにめい法律をつくらうというのに、現行法の裁判所法というものは、何にも率直な現わしておらぬ。そこで法廷の円満な運営ということ、あるいは裁判官の権威ということに対しては、われわれはその保持について人後に落ちるものではないと云う。その最大原因は、制度の運用は人にある、裁判官その人にあるのであります。その人にあるという理由の一つは、はなはだなまけておる。これは私も権兵衛裁判所における人民軍の事件、法廷において革命歌を高唱したというような新聞記事に基きまして、訴追委員会といたしまして調査に参りましたところ、その結果の印象からいいますと、実に裁判官がだらしない。いわゆる裁判所法における法廷指揮権を何にも發揮しておらぬ、さういふ事情にわれわれ、訴追委員会の人たちとしては印象づけられて帰りました。そういう意味におきまして、統計の示すがごとく、われわれもまた案地に當つたのを見るがごとく、現行法それ自体を、裁判官がいかなる考へか、いくじがないのか、だらしないのか、とにかくはなはだ動行を怠つておる。これを第一に動行すればよい。それもしないでいて、新しい何かいかにめい法律をまたつくろうということは、私も、はなはだ解せないものであります。この動行をしなかつた事実があるかないか。また七十三条違反として問題になつたのは、二件であるという原因はどこにあるのであるか。なおまた私の見るところによれば、七十一條ないし七十二條において、今宮下氏あるいは石田氏が、こういう場合には、この法律じや取締れないというやうなことをいふ、言つておるけれども、どうもそれに私も不可解な点がある。これを十分に活用すれば十分でせうと思ふ。やらぬでよいやないかと思ふ。だからこういうやうな意味におきまして、最高裁判所の石田氏、なおまた檢察庁側の宮下氏は、いかなる御感想を持つておるか、こういう最高裁判所の事務局で

つくられたという法廷闘争の事例を見ますと、実に数多くある。しかるにかかわらず、鳥取県でたつた二件というものは一体どういふわけか、この真相をお聞きしたいと思ふ。

それから今制度の運用は人にあるの第二点といたしまして、今の裁判官は、今の行政官に比較して決して劣つておるという意味ではありませぬ。行政官よりはすぐれた人が多いと思ふ。清貧に甘んじて大いに正義の殿堂を守つておられることは尊敬に値する点もあると思ふのであります。但し石田氏が言われたように、釈迦やキリストも悪口を言われると、何か釈迦やキリストと比較されたやうであります。が、それではわれわれはなはだ考へが違ふ。私も、終戦前の皆さん、石田氏も裁判官であられたから申し上げるが、但し石田さんがそういう裁判官であつたというのじやないが、大いに諸君にここに反省していただかなければならぬ点が多々ある。一体終戦前における検事の裁判官というものは、いかなる思想を持ち、いかなる行動をしておつたか。人民職員の事件におきまして、私もはなはだ考へを要する。得なかつた。あるいは軍部、あるいは官僚その他の勢力に押されて、裁判の獨立なんてまつたくなかつた。それに關係しておつたところの裁判官諸君が、この民主主義の今日においても、やはり冷然としてその地位にある。そういう人が多々ある。そういう人には強い反省がなければならぬ。そういう強い反省がなくては、そういう強い法律をつくらして、諸君がこれを持つておられることに對しましては、戦時中において、今の大部分の判検事務諸

君がいかにか卑怯であつたか、その態度を知つておるがゆゑに、また反動勢力ができた際には、どういふことにならうかという危機を持つておる。かような意味におきまして、そういう点につきまして、一体皆さんはどれだけの自信があるのか、私ははなはだ疑問であります。そういう意味においても、こういう法律案は、もう少し現行法を十二分に皆さんがまじめに実施して、なおほんとうに民主的な反省が行われて後になつて考へべきことで、私は今の裁判官に對しましては、こういう法ははなはだ危険であると思ふ。

はなはだ自分の意見を言うやうで申訳ないのであります。こういう私どもの考へが一体無理であるか、あるいは多少の道理があるのか、現職におられる阿君の御意見を承りたい。

○石田公述人 我、言葉がまずいものですから、あるいは誤解があつたかも知れませんが、まず今の御質問の第二点から弁明を申ささせていただきます。私、いかに終戦前裁判官としてやつておりましたが、少くとも私に關する限り、また私の知つております同僚に關します限り、たゞいま猪俣議員から御指摘があつたやうな点については、何らやましいと申しますか、そういうことはございませんでした。これはまあ過去の問題でございます。

それで先刻いかに釈迦、孔子というやうなことを申しましたが、それは何もの裁判官として反省をしないといふのではないのでございまして、ただ非難をする段になれば、どういふものに対して非難ができるのじやないか。それではいつまでたつても、司

法の威信というものは保持されないのじやないか、ひいては法の威信というものにも、ひびが入るのじやないかといふことを申し上げただけのことです。

それから第一の審判妨害罪の点につきましては、先刻あるいは私の説明が足りなかつたかも知れませんが、要するに、いかに事例があるのに、起訴がほとんどないじやないかという点でございまして、これは宮下公述人もおられますから、檢察側の立場の御説明があると思ひます。ただ裁判所側から見ても、さつき宮下公述人からも言われましたやうに、本案の事件を控へつ、派生的な問題でやたらに起訴をするということは、好ましくないといふことだの、あるいは法廷内で被告人、傍聴人みな組織的に騒ぎますと、その場ではわかりませんが、それをあとから証拠問題として考えますと、さつき言いましたやうに、退廷命令が徹底していかつたというやうな、いわば言ひのがれではないかとも思われるのであります。が、さういふことのために、要するに物的証拠というものが残らぬのであります。その場ではみながわかるのであります。それゆゑ、あとから通常の訴訟の手続に行つた場合には、はたしてどうか、という点等から、検事の方としては起訴を控へられるのであります。そういうふうな考へるものであります。それから發言禁止とか退廷命令とか、そういう七十一條、七十二條については、相当これが活用されているのが実情でございます。

○田嶋(好)委員長代理 猪俣君、ちよつと御注意申し上げますが、きょうは

政府委員でないで、公述人として御出席くださいまして参考意見をわれわれは聞いていますのでございますから、政府委員に対する質問のようなことは、ひとつ御遠慮願います。

○猪俣委員 最高裁判所の事務総局で出したこの法廷闘争事例という中に、公判の状況について書いてある。これを読んでみると、裁判官がしつかりしておつて、いわゆる七十一條を發動したところは、あとはみな平靜になつてゐるというやうな報告になつてゐるのではありません。でありますから、これをおつくりになつた皆さんも、一体この七十一條で今の法廷の秩序は保ち得ないといふことを、どこまでも主張なさるのかどうかを、それを最後にお聞きいたしておきたい。

○石田公述人 先刻申し上げましたように、どうも七十一條、七十二條のやうなことでは、事実上收拾できない場合が多々ございます。それで收拾できる場合ももちろんございしますが、その都度法廷の権威というものは、失墜させられておるわけでありまして、失墜した裁判所というものはそういう大侮蔑なことにとさらされておるという次第でございます。

〔田嶋(好)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐竹(晴)委員 石田さんと宮下さんにもよつと承つておきたいのであります。が、石田さんの御発言では、審判の妨害罪は、検事の方が問題にしないので結局事件にならぬと言わんばかりのお言葉でありました。ところが宮下さんの方のお話では、裁判所がこの法律は使にくいので、結局命令を出さぬ。命令を出しても、同じやうなことが繰

返されるので、それで裁判所も用いにくいだろう、結局七十三條を發動しないといふのは、裁判所の方が将来のことを恐れて、遠慮をなさる、結局裁判長の方がやらないから、事件にしようもしようがないのだという検察当局の意見のやうに聞えました。これは御二人の間でこんなに意見が違つておりましたならば、私もどちらがほんとうの事実なのか解明に苦しみまうので、どうか裁判所側におけるところの御意向と、それから検察当局における御意向と、どちらが事実なのか、ひとつここに具体的に明示をお願いしておきたいと思ひます。

それからいまい一つ、石田さんのお話では、裁判所法の七十三條の運用では、法廷の秩序維持と、公正円滑な裁判を保障することができないので、結局本法案を出すことには、全面的に賛成をなさる、こういう御意見でありました。これによれば、今回の法案は、裁判所法よりも秩序維持並びに公正な裁判を実施することについては、より効果的であるといふことをおつしやるのでございませう。ところがさういふのでございませう。裁判所法七十一條、七十三條の運用によつては、相手方を犯罪人として扱うことができる。これ以上強力な、私は法律はないと思ふ。それを犯罪人にならなかつたところの過料であるとか、監置であるとかいふたやうな効果のきわめて輕微な制裁によつてその目的をはたして達し得るとお考えでございませうか。こういうことをやるとお前を懲役にするぞ、こう言つても効果のない者に、お前が再びさういふことをすると、今度過料に処するぞと言つてみても、何の効果もないので

はないか。しかもそのことによつて、今度は、今の民主主義的な審理方法は、被告と検事、これがいわば、言葉は悪いのでありますが、法廷においてけんかをします。それを裁判長が神様のやうな姿でこれを審判する。ところが今度はこの神様がこの被告の発言あるいは傍聴に来ておる者の発言に対しては、それに制裁を加へようとする。神様が、やはり今度はけんかの相手になりまして、これがとうとうそのけんかのうずの中に巻き込まれて来はしないか、さうするといふやうな民主主義的の、彈劾する者と彈劾せられる者とがあつて、そこで裁判官がきわめて公正無私な立場におつて、これを公正に裁判をするといふたやうな形が破れて、結局裁判官が、いやこれはさういふ発言をしたからといつて、これに制裁を加へる、まだ聞かなければ、これもするあもある、さういふたことになりまして、あなたのお話ではこの民主主義的な審判方法といふものを維持するために必要だといふやうなものを維持するのこの制裁が、かえつて民主主義的な裁判方法を破壊する結果になるおそれはないだろうか、そこで私はその根本的な点と、はたして監置、過料によつて、犯罪さえいといわずにやましく罵詈雑言をいたしておる連中を押さえるだけの、ほんとうに力があるだろうか。この点私は確信を得られませぬので、實際その実務についてここに御発言なさいましたので、それを基調にいたします御信念を伺つておきたいと存じます。もしも死刑に當るやうな重大案件があつたやうな場合に、死刑に処せられては困る、さういふたやうな犯人が出て参りましたならば、裁

判所法七十三條でさえもやり得ないものをいかに監置をしてみたところで、そのやうな者はより今度は裁判所に反撃するであらう、より紛糾するであらう、より引延ばすことによつて、彼らは目的を達するやうな結果にはならないか。むしろさういふたときに神様である裁判長が、審理不能でございましてと言つて退廷をした方が、より効果的ではなからうか、これは死刑に処するやうな案件について、紛糾をしてけんかをしたあげくに審理が長引いて、裁判所の責任においてさういふたやうな結果になつたといふよりはむしろ、いし、今度は輕い案件について言へば、むしろさういふたやうな案件について長くひつぱられては困るといつたやうな事件については、裁判所が今日は審理ができませんといつてお下りになることが、より効果的か、さういふたときに、裁判所がその責任のあるやうな中に巻き込まれて行くことの當否、並びに裁判所が、さういふことをなさることにして、はたして裁判所法七十三條を適用するよりもより効果的であるといふことの根拠を、ぜひひとつ承ることができれば、本法案を審議する上においてわれわれ都合がよいと存じます。

○石田公述人 審判妨害罪は犯罪として懲役がついております。しかしながら先刻申し上げましたやうに、どうもこの法律は運用がうまく行かないのでございませう。ことに法廷の秩序維持といふことになりまして、瞬間々々の機をとらえて、うまくそこを秩序を立ててリードして行かなければならぬといふ点がございませう。それで要するに

この法案が通りまして、さうな権能が裁判所に來まして、先刻來も言つておりますやうに、ことごとくこれでもつてこの宝刀を抜いて切りまくつて、死人の山を築くといふやうなことは決してないでございまして、むしろこれは全然使はずにおいて、この法案をうまくふところに入れておいて、それでこれを伝家の宝刀として抜かず、その背景のもとに法廷の秩序を保つて行く。だから運用はきわめてむずかしからうと思ひます。今佐竹議員もおつしやる通りに、裁判官がその渦中に入つて、抜きさしならぬやうにはせぬかといふやうな御懸念は、絶無ではないと思ひますが、さうな場合には、その裁判官はむしろ非常に恥すべきだと考へるわけでありませう。さうなことで御納得行きませうか。

○佐竹(晴)委員 宮下さんのお答になる前に、審判妨害罪は検事の方で意けるのだから、結局七十三條の運用がうまく行かないのだとおつしやるし、宮下さんの方では、裁判官の方でやりにくいだろうか、一向やらないものだから、検察当局もこれを起訴しようにもどうにもならないのだ、といつたやうに、先ほど御意見を聞いておりますので、あなたのお意見を聞いておきたいと思ひます。審判妨害罪は、検事の方が問題にしないので、わずかに二件くらいで終つた、検事の方でもつとやるならば、この運用でもつとやまいぐあいに行つておるのだらう。その議論をお進めになると、結局今度のこの法案などあるいはいらぬといふことに落ちつきはないか。

○石田公述人 起訴のほとんどないこ

とは、事実でございませう。今まで審判妨害として起訴がありましたのは、二件だけでありまして、それは動かすことのできない事実であります。その原因は、直接的には要するに検事の方が檢察権の発動をなさらないから、結局起訴がないわけでありませう。

○宮下公述人 お答えいたします。先ほど私が裁判所法七十三条が使いにくい規定だと申し上げましたのは、必ずしも裁判官が使いにくいという趣旨でなかつたのでありまして、申し上げる趣旨は、先ほど猪俣委員がおっしゃったように、従来の具体的な裁判においで、必ずしも裁判所法七十一條、七十二條の適切な発動のなかつた事件が確かにあつたわけでありませう。それで檢察官側といつたしましても、適切な時期に適切な訴訟指揮権あるいは法廷警察権の発動をして、裁判所に協力して行くという態度をとるようという指示もいたし、またそのような態度をとりつつあるわけで、確かにそのような事例がございまして、裁判所が使用しない場合もございませう。しかしながら逆に檢察官の方で、裁判所が訴訟指揮権、法廷警察権を発動いたしまして、退廷を命じて、一応その場が収まつたような場合、あるいはそこで少しごた／＼がございまして、一応その紛糾が収まつたような場合において、事後に取立ててそれを荒立てまして、公益の代表者と申しまして、やはり原告官としての当事者でありますので、非常にいいことになつて、あくまでも被告人側を追究して行くような態度がとりにくい点は、御了承願えるだろうと思ひます。この点があるいは検事として怠慢ではないかというおしかり

を受ける事例があるかと思ひますが、私の申し上げたい点は、裁判所側で適切な訴訟指揮権、法廷警察権の発動のなかつた事例もございませう。これはあるいは裁判長として、その事案の審理をやはり円滑に遂行したいというお考えが、先にたつたからであらうかと思ひますが、そのような配慮でつい手心が加えられる。検事の方といつたしましても、やはり原告官としての立場で、そこである配慮が加えられる。従つてどちらに責任があると申しますか、結局両方に責任のあるような規定でございまして、そういう意味において、非常に使いにくい規定であります。従ひまして私といつたしましては、そのようないく規定ではなくて、適切な時期に適切に妨害を排除し、審理を正常にやつて行ける根拠規定がほしい、これが私の考えであります。

○佐竹(囁)委員 それでは宮下さんにもう一度ひとつこれはお教を願ひたいのですが、使いにくい規定である、これをうまい／＼いかに使ひようによいすれば、今回の法律案は必ずしも出さぬで済むという御意向でしようか。もしそうだといたしますと、七十三條の改正でよいのじやないかという議論が自然出て参ります。その七十三條の規定が使いにくい規定であつて、十分効果を發揮することができないので、自然こういつたような今度の法律案を出さなければならぬような情勢になつた。そこでその使いにくいということ、を、ほどよく使ひ得るよう改善することによつて、目的を達成し得るならば、ことさらにこういふ独立法案を出すことは、私は必要ではない、こう思ひますので、この法案に対して、根本的に賛成するか否定するかという、私どもの考え方をきめなければならぬ資料といつたしまして、ぜひとも法務府の検務局の要職にあられる方でございませうから、御意見を承ることができれば幸ひだと思ひます。

今一つ石田さんに言葉を重ねて恐縮であります。伝家の宝刀とおつしやつていますが、これは伝家の鈍刀にも及ばぬところの法律じやなからうか。つまり、お前こういうことをしたら懲役に処するぞと言つても、なお治まらないような人々に対して、犯罪でないところの過料や監置に処しても、効果はないではなからうか、これが一つ。それからいふ一つは、裁判官がけんかの当事者に入つてみて、みづから刑事訴訟法の手続によらない命令をする、先ほど宮下さんもおつしやつておりますように、何かごちやうど空気といつたようなものが生れて参ります。これは、自然の姿ではなからうかと思ひます。先ほどお話になつておりました、が、釈迦や孔子のような人は、私どもがいかにけんかをふつかけても相手にならないと思ひます。神様が非常に偉いのは、われ／＼が神様を少々侮辱いたしましても、ちつとも私どもにたたりを与えません。たたりを与える神様は私どもはたたり神と申しまして、まことにいやな氣持がいたします。この裁判の方式も、原告と被告というものがあつて、これにけんかをさせる。そこで裁判所は神様のような姿で審判をする。この状態がほんとうに正しい民主主義のあり方ではないか。それを神様がのさばり出て来て、だれやらはこう言つたといつて、お前は監置だ、お前は過料だといつて神様が当事者になれ

ば、民主主義制度を破壊することになるおそれはなからうか。この心配なんです。これがこの法律を審議するにいつては根本的な私どもの考え方なのでございませうから、いま一つ御説明いただきまして、私どものこの法案に対する賛否を決する資料の御提供をいただきますれば幸ひであります。

○宮下公述人 お答えいたします。第一の点についての御質問に対して、裁判所法七十三條が使いにくいと申してあります趣旨は、結局刑罰の形にいたしまして、検事の起訴を待つて裁判をするという制裁の形では、適切な審判妨害の排除ができないと考へておるわけでありませう。従つてある状態がございまして、検事の起訴を待つて裁判をする、そこに検事の考慮も入りまして、あるいは裁判所の考慮も入りまして、あるいは何か使ひにくい形になりますので、むしろそういう形ではなくて、今度のような裁判所が検事の起訴を待たないで、独自の判断で制裁を科する形をとりました方が、適切な時期に適切に妨害排除ができるというふうな考へておるわけでありませう。

○石田公述人 要するに処罰するといふのが目的でないわけがございませう。ただ法廷の秩序を維持するためにある権能を認めていただく、それによつて法廷の秩序を維持する。審判妨害罪の方はむしろ処罰が目的で、裁判所侮辱制裁法の場合は処罰しないのできるならば一番いいというところの見解の違いではないかと思ひます。

○佐竹(囁)委員 裁判所法七十一條、七十三條を運用いたしますと、いろいろな発言をする者があれば退廷を命ずる。こういう直接の裁判所の命令によ

つてその妨害をただちに除去することができ。それからまた侮辱する者があつたら、それをまた出すこともできるし、いやだと思つたら裁判長は引込むこともできるし、中に入られたら被告も困る、関係人も困るので、そこでひとつ静かにやつてもらいたいといひきわめて消極的な威力を發揮することもできます。それから先ほどおつしやつておりましたが、警察官についてはこれをただちに使うことができない場合があるといふことですが、法廷に臨んだ空気ですぐわかるし、この状態では警察官が必要だと思へば、すぐ事務官に命じてその手配をする、とができるし、騒ぎ立てれば一旦休職をして十分なり二十分後に開廷することでもできます。そういう直接効果のある、しかも刑罰によらざる方法があるにもかかわらず、その方策をとらないで、犯罪にあらざる過料及び監置を命じて法廷を維持しようという。あなたが先ほどおつしやつたのは法廷における直接の秩序維持なんです、監置といふのはそれから後百日後にその法廷に寄せつけないというのです。目的はその期間裁判を円滑に公正に行つて行けばいいのであつて、それをつないで置く必要は少しもないと思ひます。しかるにかかわらずここに伝家の宝刀なりと稱して刑罰によらない過料ないし監置の法制を新たにづくらなければならぬといふ根拠はどこにあるのか、私どもはこれを疑問に思つておる。ところが最高裁判所における、しかもあなたの二十年の裁判官を通じての事例をみることにあつて、御説明であるあなたが、実務家の体験せられておるあなたの氣持と私どもがしつくり行

かない。七十一條以下の規定を用いて、直接にその法廷の秩序を保ち得る適正な実権を持つて、聞かなければ警察官の力を用いて、さらに聞かなければそれを犯罪として扱うことができる規定がここににあるにもかかわらず、それでもなおかつやるといふならば、それはよほど悪質です。これに對して犯罪にあらざる過料ないし監置の方法をもつていたしまして、どうして七十一條、七十三條より以上の効果を認め得るでありませんか。伝家の宝刀としてのこの法案を価値づけることができてあらうかどうか。私はこの点についてもう少しお教えいただければ幸いです。

○石田公述人 先刻から申し上げておりますように、七十一條、二條、それを受けて立ちました三條で審判妨害罪の形はできておりますが、先刻来官下公述人からも申されてお通り、運用がきわめて不便なわけでありまして。ある人をただ罰しようというものであれば、審判妨害に類するものとして、それをこの条文の手續によつて検事が起訴して刑事事件として処罰するということでは十分目的は達せられますが、処罰が目的というよりも、むしろ法廷の秩序を維持して行くという観点から見ますと、そういうことではきわめて不便でありまして、その時期々々に起きて来るいろいろな問題を円滑に進めて、法廷の秩序を維持して行くということが實際できないのであります。口頭に警察官が来ておりますけれども、口頭でいろいろ言いますことについては何ら手がないのであります。何回申し上げても同じであります。

○安部委員長 御質問になる委員の方

方にお諮りいたしますが、大分時間も経過しておりますし、意見の開陳を願つておるのでありますから、まだ御質問がありまじやうけれども、討論にわたらぬようにならめて簡単にお願いいたします。

○石井委員 これは前に小林判事も申されたし、また石田さんも申されたのですが、どうも喧嘩にわたるが、年寄りの廷丁が一人くらいは処置しない、そこで裁判所が騒動されて秩序が乱される、こういうのが小林判事が事務に當つた経験であり、また石田さんもそういう方面から聞かれておるところの御意見であらうと思つております。そこで廷吏については、何も年寄りがかり使つて必要もないし、相当若い廷吏をもつて充実にしてそういう場合に對して処する、こういうことをやつたかどうか、一点伺いたいと思つております。

○石田公述人 それはおそまきながらやつております。いつどういふことが發生するかわからないものですから、さつき申しましたように、警察官をいつも警備に呼んでおくなどということではできません。簡単な場合には、そこにおる廷吏が相當しつかりしておれば、ある程度裁判長の命令を實現することはできるのであります。それでそういう方面につきましては、すでにできるだけの手配をいたしております。

○石井委員 廷吏が喧嘩にわたつたときに外に出してしまふ、そういうことが奉行された場合に、それでもまだ法廷の秩序が守れないという素乱状態に陥つたというやうな事例があるのであるか、その点を伺いたい。

○石田公述人 そういつた例は多々ございませう。裁判長が退廷を命じた、し

かしそれが實際實現できなかったという例も東京においてございませう。

○石井委員 私の言うのは、法廷外に出させることが實際に履行できた場合においてなお秩序が保てないという場合です。今の石田さんのおつしやつたのは、出させようとしたけれども、廷吏の力が及ばないで出なかつた、そこで秩序が乱れる。ところが若干充実にされた廷吏によつて、そういう裁判長の法廷指揮が現実に遂行されたが、それでもまだその秩序が保てなかつた、こういう場合があつたのですか。

○石田公述人 今仰せになつたやうな例はたくさんあるわけでありませう。つまり被告人のみならず、傍聴人がたくさんおられて、一緒にやつてゐる闘争みたやうなことをやつて、廷吏が五名や十名くらいでは、裁判長の命令に従つて手配しても、とうていその混乱を防ぎ得なかつたという例はよくございませう。

○加藤(充)委員 こういう法案に賛成されたという理由の一つに關連がございませうから尋ねるのでありますが、たしか石田君だと思つたのですが、終戦前には問題にならなかつた、終戦後にこういう問題が出て来た、だからここにこういう法の制定が必要だというやうな趣旨の意見の開陳があつたと思つたのです。終戦前に問題にならなかつたという半面には、問題になるべきものが問題にせられなかつたのであり、なり得なかつたのであります。そこで、典型的なことを申し上げますと、治安警察法であるとかあるいは治安維持法であるとかいうやうなものがありまして、自由と平和を求めた人、信教の自由を求めた人々、キリスト教の信

者までが処罰投獄されたのであります。またあの苛烈な戦争の中で、生き残るためにやむを得ないやみ取りといふやうなものまでこれを犯罪として処罰しておる。そういう法の權威といふことで問答無用の、そして戦争下の公共の福祉と国家の取調といふことで起訴され、裁判をさせられたのであります。弁護人はその法廷の中で、個人の生きる権利を守るための發言すらも封ぜられて行つたのであります。戦後どうしてこういうことが起きて来たかといふと、その根本的なものとしては、結局基本的人権の保障といふこと、一例を申し上げますならば、被疑者も有罪の判決があるまでは、無罪の推定を受けるものだといふ取扱いのないし方針、こういうものが出て参つたのであります。ここに戦前と戦後の大きな相違が出ておる。この根本的な、制度的な、精神的な相違がここにあると思つたのであります。先ほど猪俣委員も御質問をいたしましたけれども、裁判官なにいし檢察官といふ御連中は、旧態依然たる頭で、そういうやうなことの切りかえがきわめて少い人たちが、相かわらずその席をふさいでおるというやうなところに問題があるのではないかと。石田君は二十年の裁判官の経験を持たれる。あるいは宮下君も同様だと思つたのですが、そういうやうな人々はこの歴史的な変化をく謙虚な気持ちで反省しなければならぬのではないかと思つたのであります。これは佐竹委員の質問に對するお答えの中にそういう趣旨のことを聞いたと思つたのであります。が、やはり基本的人権を侵害すべからざることに努力し、それを尊重することに努力するところに裁判の機能があ

り、裁判の制度、組織があるのではないかと思つたのです。第一段に申し上げましたやうな根本的の相違があるのに、反省の足りないことを忘れて、どうもおれの言うことを聞かないといふことで、能率的に、平穩に、しかも文句なしに判決に服せしめるために、このやうな裁判官のための制裁規定が必要になつて来るという考え方では、私は反省の必要があると思はれてならないのであります。

それから第二点は、先ほど佐竹委員に對する御弁弁の中にございしたやうですが、裁判所側と檢察官側とのこれを必要とする理由が違ふ。これはやはりいろいろないきさつはありませうけれども、この裁判官の侮辱制裁法といふやうな意味合いの法律の中に、実は行政権力警察権力の前に、普通より裁判所の判事がおとされるというやうな危険を見取らざるを得ないのであります。こういうやうな法律があるのになぜ適用しないか。自発的にやれるやうなことをなせやらないのかといふことになつて参りまして、結局行政権——裁判所が檢察官の圧力の中に押し込まれて行く。従つてそこには訴訟當事者の立場が乱されて参りまして、佐竹委員が再三強調したやうであります。檢察官と被告側、あるいは原告、被告の當事者といふやうなものが並列した上に裁判所があるという一応の民主主義的な憲法の制度下における裁判所の制度が乱れて来てしまふ、こういうやうな気がする。乱そうとするのか、またそういうことを意識するといふなにかかわらず、その間のものもたが、裁判所側と檢察官側はどつしてこの法律が必要なのか。さらに屋上

屋を築する法律が必要かという質問に
対する答弁、意見の開陳が、その証明
だとして受取れないような気がするの
であります。この点が第二段。右に申
上げましたような理由から考えま
すと、刑事公判などにおきまして
は、明らかに検察官側も裁判所に対
しては、これは被告側と同じような立場
に立つものであります。原告としての
検察官は、被告としての被疑者ないし
は被告人と対等であり、対立するもの
でございまして、さすれば裁判の
公正を乱すというような場合におき
ましては、検察官も同様な取扱いを受
けなければならぬと私は思うのであ
ります。この法案にはそのことがな
い。しかもそのことはこの法案の欠陥
であり、この法案の一方的な性格を
表わしているものと私が感ずるのには
証拠がございします。これは皆さん公知
の事実でありまして、三鷹事件の
公判廷の全体のあの訴追手続、ある
いは裁判の手続進行の間にいろいろ
ききつものございまして、どうし
たこの検察官側の行動は、私も指摘
するのは容易なことでありまして、こ
ういうようなものに対する制裁とい
うものがないならば、これは裁判所の公
正、法廷の公正という間に結局検
察官側の独断専行、それが裁判官側
も動かしてしまふということになり
ないか、こう思うのであります。

それから最後に一点だけ石田君にお
尋ねいたしますが、いわゆる公判闘争
なるものの報告をいろいろ集められて
いると思うのでありますが、私は一審
には関係いたしません、私自身が関
係したことですから申し上げていい
と思ひますが、控訴審を引受けたので
あります。昭和二十一年の末ごろに扶
桑金属の隠匿物資の摘発に端を發し
たいわゆるあの神戸地方裁判所に起
訴されたものは事件というのがござい
ました。新聞に出た有名な事件であ
ります。それから説明は必要ないくらいで
あります。このときに大野という第一審の
神戸地方裁判所判事が、弁護人が裁判
所に……

○安部委員長 加藤委員にお諮りいた
します。質問の要領だけをお述べにな
りまして、あなたの質問する理由はオ
ミットしてください。きわめて簡単に
お願いいたします。

○加藤(充)委員 承知しました。簡単
にいたします。三人ほどの弁護人が裁
判所の弁護士控室に出頭しておつたの
であります。大野裁判長は通例慣例
になつておられます開廷の呼出し案内
を弁護人にいたさず、十数名が数十名
か忘れたが、その被告人だけを法
廷に入れました。弁護人が来ない前の
開廷でありますから、被告人も辯護
を欠くのが予想されますが、退廷を命
じてしまつたあとに弁護人が遅ればせ
ながら飛んで出たというやうなこと
であります。しかしこれはいろいろ法
廷の騒がしい問題も新聞に出た模様
であります。控訴いたしました。私
ども引受けたのですが、大阪高裁の萬
規矩さん、今は和歌山地方裁判所の
所長をやつておられるやうであります
が、その人が第八部の刑事責任者とし
て担当をされて出たのであります。こ
れは私も見ましたところによりま
しても何ら平穩を害することなく、し
かも得心のいつた裁判を一応それなり
に靜穩に受けたのであります。その後

においているのは事件の控訴審の公判の
法廷の騒擾というものは一つも報道さ
れなくなつた。そのほかにもあります
が、かういふことになりまして、騒擾
というが、あなたの表現した言葉では
騒擾ということになります。あるい
は公判闘争ということになります。こ
ういふ、判事のよからざる、行きわたら
ざる処置のために、不当に刺戟してこ
ういふことになるかがあるというやう
な例証であると思ふ。私の言うこと
がうそと思ふならば、職権をもつて萬
歳規矩さんにお尋ねくださつてもけ
つこうであります。かういふやうなこ
とについて、事実の報告資料をまと
めるときにこゝういふ問題までお調べに
なつたかどうか、このことをお尋ねし
ます。

○安部委員長 加藤君、どなたに対す
る質問ですか。

○加藤(充)委員 これは石田君にまず
お答え願ひます。

○石田公述人 大分長いやうでござい
まして要点が多少つかみ得なかつたか
と思ひますが、第一の点につきまして
は、敗戦前といへども不当に弁護人の
発言、被告人の発言等を制限したとい
うやうなことは少くも私も並びに私
の知つてゐる者についてはなかつた
と思ひます。それで新憲法になつて
人権尊重といふことが強調されてな
ればならぬ点については十分裁判所の
諸君といへども反省をいたしてお
ります。

第二問、第三問につきましては、そ
ういふ御心配はないと確信いたしま
す。

一番最後のお尋ねにつきましては私
実際資料をつくりませんでしたので、

それを参考にしたかどうか今はお答え
ができません次第であります。

○山口(好)委員 本日は公述人の意見
を聞くのが目的でありますから、また
公述人の公述時間も大分遅れておりま
すから、現在の三人の公述人の意見の
聴取をこれで終つて、あと残りまし
た御三人の意見をただちに聞かれ、かつ
この法案についての公述者に対する簡
単な質疑をもつて本日は打切つてい
たしたいと思います。

○安部委員長 山口君のおつしやる通
りでありまして、加藤君は、これは公
述人の御意見に關して何か了解しな
い点があることをはつきりさせるため
の質問でありまして、公述人の御発言に
關して、あるいは賛成、あるいは反対
の御意見といふものは追つて討論の
際、もしくは他に発言する機会がある
のでありますから、この際はこの程度
にして、ほかにも三人もあるのですか
ら、また発言する機会が十分あります
から……

○加藤(充)委員 ちよつと一言だけ、
私は別に反対、賛成の意見を公述され
た人に述べたつもりはない。意見を聞
いたんですが、意見を立てられた理由
なり、意見なりについて、われわれが
得心が行かなかつたり、あるいは不
分なところがあるとか、この点も確
められたかといふことを質問すること、
その証言をさらに核實づけるために
聞くことは何ら私は委員としての発言
を逸脱したものではないと思ひます。

○安部委員長 どうもありがとうございます。

次に吉田資治君の御意見を承りま
す。どうも長い間お待ちいたしました
ではなはだ済みませんが、さらに簡潔
に十二、三分の程度においてお願いし
ます。

○吉田公述人 産別会議の吉田資治で
ございします。先ほど總評の塩谷君が
働者を代表いたしましたして反対の趣旨を
述べました。私も労働者を代表いたし
まして同様にこれに対して反対の立場
をとつてゐることをまず表明いたしま
す。但しいろいろ御意見につきまし
ては、それ専門家の方が述べられ
ておりますので繰返す必要もないかと
思ふのであります。私は法律の直接
の被害者といつたしましては、本日の公
述人の中では唯一のものではないか
と思ひますので、その体験をもつた
しましてこゝういふ法律の危険性につ
いて一言触れておくことが皆さんの御
考になるのではないかと、こゝういふ
に考へるのであります。大体先ほどか
らいろいろ法の運用について、ある
いはその基礎をなす裁判官の態度につ
いて述べられております。しかし私は自
分の体験からいいますと、現在の裁判
官がまことに不十分な状態にあるとい
うことを述べなければならぬのであ
ります。先ほどから檢察側や、ある
いは裁判所の方を代表されていろいろ
述べられております。二十年の経歴を
持つた裁判官が何ら恥ずべき事実がな
かつたといふことを言われております
が、私きわめて大胆な発言であつた
と考へております。これは主観の問題
でありますから別にそのことを私は直
接問題にするつもりはございません。
しかし私は二度にわたつて以前
の天皇制のもとにおきまして治安維持法
の適用を受けて監獄にぶち込まれた
ので、その経験を申し上げます。第二回
目のときは昭和十六年でありました。

四月八日に治安維持法違反の容疑をもつて逮捕されましたが、私と家内と二人が一年以上にわたつてぶた箱にはうり込まれておりました。これは何らそういう法的な条文がないにもかかわらず、いわゆる拡張解釈といひますか、かつてな解釈をいたしまして、あの世界無比のぶた箱、不潔きわまる光線も入らないぶた箱へ一年以上もぶち込まれたのであります。そうしてようやく裁判になつたのは翌年の七月でございます。その裁判の結果どういふことになつたかと申しますと、先ほど猪俣さんと言われておりましたが、人民戦線でも大分いじめられていたようでありました。人民戦線というのは直接治安維持法の対象にはなつていないのであります。治安維持法は、御承知のように私有財産制度を否定し、天皇制を廃止することを目的にした何らかの行為だといふことに規定されております。ところが人民戦線というのは直接そういうことを目的にしていない。にもかかわらずこれをそういう国家を転覆する意図を持つ予備行為として罰したのであります。ところが私の昭和十七年の第二回目の裁判におきましては、どういふことになつたかといひますと、何らそこに犯罪を構成する事実がなかつた。一年以上にわたつてぶた箱に置きましたけれども、何ら具体的な事実がない。ところで考え出しましたことは、結局国家を転覆するそういう直接治安維持法の予備行為をする人民戦線、このまた予備行為をした、こういうことになつたのであります。そうしてそれはどういふことかといひますと、かつてそういう治安維持法関係で容疑を受けた人々と交際を続けておつ

た。これが唯一の証拠だつたのであります。いわゆる準備のまた準備をしたといふので、遂に二年の懲役を言い渡されました。これは判事の話によると、これ以下の刑期がないのであるから、まあがまんしろと言われたのであります。そういうことで二年の懲役を私は科せられておつたのであります。こういう事実を私も見ますと、裁判官の公正は、なか／＼個人の良心やなんかでは守り通せない事態が起きて来ておるということを見のがすわけにはいかないのであります。なるほど昔の軍閥時代、そういう反動のはげしい時代におきまして、ある程度の良心を守つておられました判事があつたろうことは、私も想像するのでありますけれども、なおかつこういう大きな政治勢力に支配されて来ておる。これは否定することができないのであります。私もそれはそういう経験をも身にしみて感じております。従つてそういう事態に對しては、午前中にも布衣弁護士が言われましたように、一生懸命になつて命をかけて闘わなければならぬ。何ら事実がないにかかわらず、そういう法の準備の準備と称して投獄するような事態に對しては、正は正として命をかけて闘わなければならぬ。法廷闘争といふことがあつても悪事であるかのごとく裁判所側や検事の側で言われまされども、闘うことが善であります。これは悪事ではないのであります。そういう一種の政治的な、反動的な意思に基いて大きく左右され、そうして正義地に落ち、その不正を強引に押そうとする事態に對して闘うことは、正しいことであらうと私は信じて

おる。そういうことがなぜ法廷において許されないのか。法廷は良心に基いて正義を主として裁くといふことが中心であるにもかかわらず、そういう不正の事態があつたときに、敢然として闘うことは、法廷であらうと、神の前であらうと、どこであらうと許されなければならぬことだと私は信じておる。にもかかわらず、先ほどから裁判所なり、検察当局の御意見を聞いておりますと、法廷で自己の正義を主張すること自体がすでに悪事であるといふ立場をとつておられるように私も感じられる現象につきましては、先ほど梨木さんと言われておりましたけれども、その当時の状況によつていろいろ現象が異なつて参ります。終戦直後における状態と今の状態とはずつとかわつておる。戦争以前に私は最も最初に裁判にかけられましたのは四・一六で私は逮捕されました。それから昭和七年であります。そのときに一体どういふ処置がとられたか、これを少し具体的に申し上げますと、皆さん御承知かと思ひますが、當時は天皇を代表して裁判長が出て参りました。従つて出て参りますときには、被告、傍聴人を初め検事もすべて起立をして敬意を表することが習慣になつておつた。これは強制された。ところが共産党の裁判におきましては、それに対して否定しておりますから立ちません。そうすると、立たぬのはけしからぬ、権威を認めない、これは処罰に値する、そういうことを言つておりますが、それでは裁判にならないので、そのときに裁判所はどういう措置をとつたかといひますと、判事があと

から入らないのであります。さきにちやんとすつておるのであります。そうしてあとで被告を入れる。こうすれば別にお前は立たないとか立つとかいふことはありません。そういうちやつとした気持、ちよつとしたやり方で法廷の秩序はちやんと保たれました。私も先日ある人の勾留開示の法廷に私もしも利害関係人として一度立つたことがあります。戦後初めて私は法廷を見ました。ところがその法廷でどういふことが行われていたか。裁判官が出て参りますときにやはりみなが一応立つて敬意を表します。裁判の神聖をわれわれが認めていたからであります。それはなぜ認めていたか。これは日本の憲法が天皇の主権ではなくして、人民の主権だといふことをちやんとたつていたからであります。われ／＼はこの人民の主権に對して敬意を表することは当然であります。従つて今行われていることは、人民を代表するその権威をわれ／＼が認めまして、みな起立して敬意を表する。戦争以前にやられなかつたことがちやんとやられているのであります。こういう事態があるにもかかわらず、先ほどからいろいろ述べられておりますように、赤旗を持ち込んだり歌を歌つたりする事態がある。なるほどあつたのであります。う。なぜそういうことがあるか。それはそういうことをやらせるような裁判官の態度だからと私は言ひたい。先ほど報告にもありましたように、共産党自体に對して、こいつが暴力的であるといふことはすでに周知の事実であつて何ら証明する必要がない、という判決文が出ておるということが報告されております。こういう頭の判事諸君が

まだいる。これに同じではないにしても、これによく似た人たちがまだたくさんいるといふこと。そういう事態が現在の民主主義的なあらゆる措置に對して反発を呼ぶことは当然であります。こういうことを是正するのは当然であります。言つてわからぬものに對しては、労働者が団結の力を發揮してこれを覚醒させるのは当然なことだと私は信じている。こういう事態に對して、もつと率直に、もつと敬虔に、こういう事態を認め、それを反省するといふ立場に立たないと、私は裁判所の権威といふものは確立しない。先ほど最初にも末弘さんが述べられておりました。裁判所の権威といふものは法律によつて確立されるものではない。と末弘氏は労働委員会の経験を通じて、正しいことを信念を持つて遂行すればみなが納得するといふ事例を、四年間にわたる貴重な体験の中から皆さんにお話なさつておつたのであります。この新しきものを正しいとして守る勇氣と良心こそが、私は裁判所の権威を守る唯一のものだと考えております。私は戦争以前の経験から、神聖であるべき裁判官が大きく反動勢力、大きく軍部の圧力に押されて、そして正しいことを正しいと言ひ得なかつた事実を知つていのがゆゑに、最近の裁判官がもしもそういう事態を今起しているといひますならば、裁判官自体の態度が民主主義的な日本の状況に合っていないのではないかと。あるいはまた最近特に民主的な運動に對して、あるいは言論に對して、彈圧を加えております。一連の反動勢力、この反動勢力によつて一種の圧力を受けているのではないかと私はその点を懸念する。む

しろこういふことによつて裁判所を權威づけるということは、裁判所の權威がだん／＼日本の人民の間から信頼をなくしている一つの証拠になるのではなからうか。ほんとうに正義を守つて、ほんとうに自信を持つてやり得る裁判官でありまするならば、こういふことに私は賛成される人は一人もないと思う。検事はその職權からいへば、検事としての職務でありまするから、検事さんが賛成されるならまだ話はわかる。裁判所判事の側でこういふことに賛成されるのは、私は実に不可解千万に思つてゐるわけでありまう。私はそういう意味で、この問題が出て来る場合におきましては、法の權威を守り裁判所の權威を維持するために、私はいかなる政治的な圧力も、あるいは外部からの干渉や圧迫に對しては、断固として自己の信念を守り通す、正義を正義として守り通す勇氣と良心を、まず裁判官諸君が持つてもらいたい。これが守られるならば、日本の人民は絶対の信頼をするでありまうし、裁判所の權威を無條件に認めるであらうというのを私は信じてゐるわけでありまう。従つてそういう意味からいまして、こういふ法律をつくつて權威を持たせようなどという考え方は、実に何といひますか、自己の正義と力を信じない卑劣な考え方、卑怯な考え方ではなからうか、こういふふうに私は考へてゐるわけでありまう。

あるいはその他のい／＼な教育や、産業、経済や、万般のものが法律をもつて何か押しつけよう、何か一つの意圖をもつてい／＼な発言を封じて行かう、かつての軍閥がやりましたような、そういう一つのやり方をここに復活させようとしてゐるのではなからうか、その一つの現われとして、こういふ形が出て來てゐるのではなからうか、私は懸念せざるを得ない。たま／＼けさほど、私も関係いたしておりまう労働組合、それから青年団体、婦人団体それから学生団体の四つの機關紙が禁製の処分を受けて、そしてその責任者が逮捕され印刷所まで封印されてゐるというふうな事態が起つてゐるわけでありまして、これに對しては、抗議の意思表示をしてゐるのでありますが、私はこの機会に、こういう事態に對して、当法務委員会が、明らかにボツダム宣言の違反であり極東委員會の十六原則に違反する、こういう反動的な行為に對しては、ひとつせびとも御調査願ひ、あるいはこういうやり方の取消しについて御努力願ひたいというのをこの機会に私は要請したいのでありますが、ともかくこういう事態が現実起きて來てゐるのであります。こういうものが一連のいわゆる進歩的な運動、言論、労働組合やその他の学生運動、婦人運動、そういう運動に對する弾圧がずつと出て參つております。最近そういうことがずつと起つて來てゐる。そういう一連の反動政策の現われとして、これを見なければならぬような事態に実は追ひ込まれてゐるのであります。

から、結論に入るように願ひます。
○吉田公述人 結論を急ぎます。結局そういうことから考えますと、いろいろなこういふ法案、そういう民主的な運動に對する弾圧というものが、現在行われておるまうところの政府の戦争協力の政策や、あるいは、再軍備の政策、そういうものと一連いたしまして、日本の労働者の非常に悲惨な生活、奴隷化の状態、植民地化のこういう一連の政策として現われて來てゐるのではないか。すなわちこういう一連の政策が結局裁判の上におきましては、かつてナチスのやりましたやうな、もう有無を言わせず反對者をやつつけるという一つの形としてここに出て來てゐるのではなからうか。私はこういう意味で、こういう法案を新たにつくつて法廷におけるい／＼な行動を制限するということにつきましては、断固として反對したいのであります。どうかこういうことがなく、あくまでも不正を排し不義を排して、そして一切の政治的な圧力や外国の干渉をはねのけて、日本の国が日本人の國としてあくまでも自由と平和をこの國に打立てる、こういう一つの方向をぜひとも私は国会自体が持つていただきたい。そういう観点から、私は進んでこの提案者に對しましては、こういう法案の撤回を実は要望したいわけでありまう。

以上私の公述を終ります。
○安部委員長 次に三好幸助君より御意見を拜聴いたします。三好公述人 ○三好公述人 私がここに立ちました経過をちよつと申し上げます。実は私はこういう問題に對しては縁もゆかりもない、まったくのしろうとでありまう。しかし近ごろ例の三鷹事件を初め、その他法廷におけるい／＼な問題が、時々新聞によつて報ぜられるのを見まして、いつも考えさせられてゐるのであります。のみならず、近ごろの新聞を見まして、現在の日本の姿はどうかというのを考えたとき、人類の幸福から脱離して行く日本民族の、現下の伝えられておるところの事実を見たとき、私は実に悲しく、心は暗くなるのであります。そこで何とか法の神聖を保持し、人類の理想を思い、日本民族の、同胞の幸福を何とかしたいというやうな考えから、十八日に今日ここに公聴会があるという公告を見たので、こちらに意見を申し述べたところ、昨晩おそくなつて電報が参りましたので、今日責任を果すためにここに立つた次第であります。

私は今申し上げたやうに、まったくのしろうとでありまして、この問題につきここに立つに至つたのは、裁判所に對する侮辱に對して制裁を加える、侮辱制裁、この四文字を見て、これはけつこうなことだ、これは大いに私の意を得たものだ、ぜひ実現してもらいたいというのを考えたのであります。ところが今日ここに参りまして、先ほどからそれ／＼専門の方々からいろいろな御意見を伺うと、現在裁判所法七十一條ないし七十三條に於けるのじやないか、何も今新しくこういう法令をつくる必要はないのじやないかというやうな御意見がありました。しかしそういう意見を言う人は、やはり侮辱に對しては制裁を加えるということでは私と同じ意見だ、こう考えました。私の結論といたしましては、今申し上げたやうに、この法律の制定に

私は賛成であります。私は裁判の神聖を保ち、そして裁判官は連識であり、完全な人であるというのを前提とすると同時に、われ／＼人間というものはだれでも、裁判官も実は同じでありますけれども、まず第一に裁判官はつばな人である。人の善惡を裁く人だから、前提としてはつばな人だ、こう考えなければならぬと思ひます。しこうしてその対象になるところの、被告と申しますか、法廷に立つ人は、人間であります、ところが人間というものは、私の考えでは、五感生活の人間であります。五感という言葉は始終使われておりますが、私は人間の性的生活を入れて六感生活と言ひたいと思ふのです。そういうやうな六感生活をするところの人間は、決して完全なものじやない。だれでもあやまちがあるときにはそれを是正することが必要であると私は思ひます。そういうやうな考えを前提として、次にこの議論を進めてみたいと思ひます。

○安部委員長 三好さん、あなたのお話は大方わかつたやうであります。あなたは賛成だという結論ですね。あなたは職業は何でいらつしやいますか。

○三好公述人 私は元は自治行政に多年、それから教育などにもタツチしておりました。現在大いに働きたいのです。が、ごらんの通り、だれも使つてくれませんから、無職であります。

それで新聞の伝えるところの、法廷においてそういう姿を演ずる彼らは、ほんとうに無知であると思ふ。いわゆる誤れる自由主義、民主主義にとらわれたものであつて、——新聞を見ての

「思想でいいますか、ほんとうに彼らには正しき主義主張なく、共産主義の破壊思想を信条としてゐるものであると私は考へてゐます。すなわち社会における危険分子であると思ふ。陰險で、姑息で、正々堂々たるところの態度がない。ただいたずらに法廷に妨害を与えて法廷を混乱させ、かくのごときことは裁判を冒瀆するものであつて、ひいてやがてはこれはわれわれの大事な国家社会に対して爆弾を投げつけるような恐ろしいものでないかと私は考へてゐます。これは間違つてゐるかも知れません。」

そこでわれわれは考へさせられまふ。一体われわれ人間といふものは、自分一人だけのものぢやない。自他一体である。これは人間ばかりではありません。動物でも、植物でも、生きてゐるものでも、生命のないものでも、われわれはやはりそれらのすべてのものを生かしておし、またそれらのものによつてわれわれは生かされてゐる。いわゆるこれは愛であります。ほんとうはそういう姿の人間生活でなければならぬ。自他一体、かくして行けば、そういうような問題は起らない。

○安部委員長 三好さん、大分よくわかりなつたようでありまして、時間も経過しましたから……

○三好公述人 かくして人生の目的は正しく、人間に初めて価値といふものが生れて来る。国家社会を離れたところの人間といふものは、ロビンソン・クルソーの生活以外に私はないと信じております。真の自由平等、真の民主主義、これはこの国家社会性といふ

ものから出発したものであつて、ここに世界人類が絶えず文化生活の向上を急いでゐるのです。これに逆行するのは取除いて、そしてほんとうに真にお互に幸福な生活をして生きて行かうといふのが、これがわれわれの理想であります。かるがゆえにおそらくこの地上の人間が——はなはだおかしい話ですけれども、生れたときからいわずにいろ／＼な迷信ができる、あるいはいろ／＼な習慣ないし道徳法則をいうようなものがわれわれ人類の世界に発生し、これが制定されて、常にこれらのものは絶えず科学的進歩をしてやまないものだとは私は信ずる。彼らが真に平和を愛好し、自由、平等を理想とし、人権を尊重して、もつて文化生活の進歩発展を望むならば、すべからずその態度は正々堂々でなければならぬ。憲法において、裁判は国民が国民のためにするのだというように私は拜見してゐます。すなわち彼らが裁判を冒瀆する行為は、実はわれわれ国民を侮辱するものであつて、その行為たるや実に愚昧きわまるものだといつても考へさせられております。もし真に自分たちの要求上必要であるならば、新憲法によつて弾劾裁判の道も許されておる。また裁判官を罷免する道も開かれておるのでありますから、何も法廷でそんな冒瀆するような行為をする必要は少しもないと私は考へます。要するにこゝろ現在の情勢を見たとき、私はこの法の必要を痛感するのであります。しかし先ほどからもいろいろ御意見の中にあつたようですが、要するに法は人が運用し、人が生かして行くのでありますから、その点さえ気をつけて行つたならば一向さしつかえ

ない。必要でなかつたら廃止すればいいし、不完全であつたら改正すればよい。私は以上のように考へて今日ここに参つたのであります。はなはだ乱暴な言葉を使つて失礼しました。その点おわび申し上げます。

○安部委員長 次に熊田正夫君の御意見の御開陳を願ひます。できるだけ簡潔に願ひます。

○熊田公述人 福島県郡山市長者町三二、熊田正夫でございます。今まででに老大家の方々が余すところなく論ぜられましたので、私はそれら一切を省略いたしまして、ほんとうの自分の所感だけをこゝで述べさせていただきます。

まずこの法案に対して、私は教育的な面から、社会教育上の一過程として本案の法律化は、現在の日本にとつては必要かと考へまして賛成をいたすものであります。しかしながら私は法治国の日本の国家が、各法律にあまりにも刑罰が多過ぎるのではないかと考へるものであります。刑罰条項はできるだけ減少して、そうしてまたこれが少くなることを願つております。ただ日本の現状においては、これは無条件に賛成するわけには参りません。どうしても過渡的な事態として教育刑を課すべきだろうと考へるものであります。それで先ほど申し上げましたような結論になつたわけでありまして、このほかには私は平穩擾事件、金谷川事件等の裁判状況、それから自分の本法案に対する考へ等を準備して来たのであります。これらは時間の関係で省略させていただきます。これで終らせていただきます。

○安部委員長 ありがとうございます。またいま公述されました吉田資治君、三好幸助君、熊田正夫君、以上三人の方々に對しまして何か御質疑がありますか。

○田嶋(好)委員 熊田君は平穩事件の裁判を傍聴したと言われましたが、そのときの状況をちよつと……

○熊田公述人 ただいまのお尋ねに對して簡単に申し上げます。平穩事件は御承知のごとく共産党を背景とした福島全県下に起つた暴動と考へられます。さてこの公判当日は、デモンストレーションが行われ、県下特に福島地方裁判所所在地の福島市においては非常な人出でありまして、地方裁判所の法廷を埋め、裁判進行中にすら労働歌を歌い、かつまた法廷内においてもやかましく、私たち傍聴者には裁判官の聲が聞えない場合も往々にしてあつたように記憶しております。またある場合には、あまり騒々しくあつたので、暫時休廷いたしましたように記憶しております。何回公判がありましたか、私現在記憶にございせんが、とにかく第一回日と判決言渡しのときは、先ほど申し上げたような状態でありました。外部では労働歌を歌つており、内部における被告たちは、これに相應じたような態度で、その言動行動態度等は、終始被告としての真剣さを欠いてゐたような感じが私は抱きました。詳しくお話いたしますと長くなりますので、この辺で終りたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 あなたが傍聴したのは平穩事件、金谷川事件であります。金谷川事件についてちよつと簡単にお願いします。

○熊田公述人 それでは金谷川事件について簡単に話いたします。金谷川

事件は、三鷹事件に相應じて起つたように考へられまして、この傍聴のときも先ほどの平穩事件と同様の状態でありまして、むしろ平穩擾事件以上に公判廷は傍聴者並びに労働歌を歌う人たちがやましまつたのですが、被告は先ほどの平穩擾事件ほどひどくはないように私は感じましたが、やはり同様な状態が見られました。

○田嶋(好)委員 そのとき裁判長は法廷を収拾するのに困つてゐたような状態でありましたか。

○熊田公述人 困つてゐました。

○加藤(充)委員 あなたは何度平穩事件の公判を傍聴しましたか。

○熊田公述人 四度だつたと思ひますが、その点はつきり記憶はありません。

○加藤(充)委員 それから金谷川事件は。

○熊田公述人 金谷川事件は、はつきりわかりませんが、三度だつたように記憶しております。

○加藤(充)委員 平穩事件は平市で公判がありましたね。

○熊田公述人 平ではなく、福島の地方裁判所でありまして。

○加藤(充)委員 金谷川事件は。

○熊田公述人 同様です。

○加藤(充)委員 あなたはどの先生をやつてゐるのですか。

○熊田公述人 私は福島県安積郡喜久田中学です。

○加藤(充)委員 そうするとあなたは福島で、学校の先生で、何回も特別に傍聴に行つたというのは、特別の興味があつたのですか。

○熊田公述人 そうであります。

○加藤(充)委員 学校は休んで行つた

のですか。

○熊田公述人 傍聴に参りましたのは、休暇手続で行つたのであります。

○加藤(充)委員 休暇手続、傍聴という事でですか。

○熊田公述人 ほかに用件もありません。そのついでに……。

○加藤(充)委員 それではあなたは、金谷川事件の第一回の公判を傍聴されましたか。

○熊田公述人 第一回には人がたくさんおりましたので、外で傍聴いたしました。

○加藤(充)委員 中で傍聴したのは、何回です。

○熊田公述人 金谷川事件ですか、それは一回であります。

○加藤(充)委員 何回目ですか。

○熊田公述人 回数はわかりません。

○加藤(充)委員 傍聴券はどうして手に入れました。

○熊田公述人 傍聴券を手に入れたのは、あすこの私の親戚に並んでもらつていただいたように記憶いたしております。

○加藤(充)委員 親戚はどういう人ですか。

○熊田公述人 齋藤という方です。

○加藤(充)委員 被告の特別の関係のある方ですか。

○熊田公述人 違います。

○加藤(充)委員 よろしうございます。

○安部委員長 これをもちまして本日の公述人の公述は全部終了しました。公述人の各位には長時間にわたりまして、熱心に腹藏のない御意見を述べられましたことに対しては、厚く御礼を申し上げます。今後の委員会の審

査におきましては、各位の御意見を十分に反映して審査を進めたいと考えております。どうも御苦勞さまでございました。

それでは公聴会はこれにて終了いたします。明日は午後一時より委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十三分散会